

年企発 0927 第 3 号
令和 3 年 9 月 27 日

【一部改正】令和 4 年 1 月 21 日年企発 0121 第 1 号

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（通知）

今般、「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 13 号。以下「改正省令」という。）」が令和 4 年 1 月 21 日付けで公布されたところである。

また、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 3 年政令第 229 号。以下「整備等政令」という。）」が令和 3 年 8 月 6 日付けで、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 244 号。以下「改正政令」という。）」と「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 150 号。以下「算定省令」という。）」が同年 9 月 1 日付けで、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 159 号）」が同年 9 月 27 日付けで、それぞれ公布されたところである。

これらにより、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）」による確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下「DC 法」という。）の一部改正並びに「令和 2 年度税制改正の大綱（令和元年 12 月 20 日閣議決定）」及び「令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）」を受けた、確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号。以下「DC 令」という。）及び確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。以下「DC 規則」という。）が一部改正されたこと等により、以下の改善が図られることとなる。

令和 4 年 10 月から、企業型確定拠出年金（企業型 DC）に加入する者について、企業型 DC の事業主掛金と個人型確定拠出年金（個人型 DC（iDeCo））の掛金との合算管理の仕組みを構築することで、企業型 DC 規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、月額 5.5 万円（確定給付企業年金（DB）等の他制度（DB のほか、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度及び石炭鉱業年金基金をいう。以下同じ。）にも加入する者は 2.75 万円）から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で（ただし、月額 2.0 万円（同 1.2 万円）を上限）、iDeCo の掛金を各月拠出できるよう改善される。

また、令和 6 年 12 月から、企業型 DC と iDeCo の拠出限度額の算定に当たって、全ての

DB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映し、企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度の掛金相当額（他制度掛金相当額）を控除した額とすること、iDeCoの拠出限度額は、月額5.5万円から事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金とDB等の他制度掛金相当額とを合算した額）を控除した残余の範囲内（上限は月額2.0万円で統一）とすることによって、企業年金（企業型DC、DB等の他制度）に加入する者の拠出限度額について公平が図られることとなる。

以上に挙げた改正等の全体像は別紙のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

特に、DB等の他制度ごとの掛金相当額の算定と、その掛金相当額の企業型DCとiDeCoの拠出限度額への反映は、新たな取組であり、円滑な施行に向けて十分な説明と適切な指導を期せられたい。

また、参考資料とQ&Aを添付するので、併せて活用されたい。

(別紙)

確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて

第1 現行の企業型DCとiDeCoの拠出限度額の考え方と課題

これまで企業年金や個人年金に関する制度・税制が段階的に整備・拡充されてきた中で、働き方・勤め先の企業の違い等によって税制の適用関係が異なることや、各制度でそれぞれ非課税の拠出限度額の管理が行われているといった課題があり、より公平な仕組みとしていくことが求められている。

企業型DCの拠出限度額は、現行、月額5.5万円となっているが、DB等の他制度にも加入していると、そのDB等の他制度の給付水準・掛金水準にかかわらず、企業型DCの拠出限度額は月額2.75万円となっている。

企業型DCのみに加入する者と、企業型DCのみならずDB等の他制度にも加入する者との間で不公平が生じないように、DB等の他制度にも加入する者の企業型DCの拠出限度額は、企業型DCの拠出限度額(月額5.5万円)からDB等の他制度に事業主が拠出する掛金相当額を控除する必要があるという基本的考え方に立っているが、この控除する掛金相当額については、制度創設検討当時の厚生年金基金の上乗せ部分の給付水準の平均から評価したもの(月額2.75万円)を一律で用いている。

また、iDeCoは、国民年金第1号被保険者と企業年金のない国民年金第2号被保険者のための制度として創設されたが、平成29年1月、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)に加入する者、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の組合員、国民年金第3号被保険者まで加入可能範囲が拡大された。

その際、企業型DCに加入する者のiDeCoの拠出限度額は、企業型年金加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)の拠出額の実態を勘案して、月額2.0万円とした。企業型DCのみに加入している場合の事業主掛金の拠出限度額は月額5.5万円で、マッチング拠出は事業主掛金を超えることはできないため、最大月額2.75万円となるが、マッチング拠出の実態の大半をカバーする水準の月額2万円を、同じく個人拠出であるiDeCoの拠出限度額とした。ただし、現行は、拠出限度額の管理を簡便に行うため、iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めがあつて事業主掛金の上限を月額5.5万円から月額3.5万円に引き下げた場合に限った。

企業型DCのみならずDB等の他制度にも加入する者のiDeCoの拠出限度額は、これらの者のマッチング拠出の拠出額の実態を踏まえ、月額1.2万円とした。企業型DCの事業主掛金の拠出限度額が月額2.75万円となっている中で、マッチング拠出は事業主掛金を超えることはできないため、最大月額1.375万円となるが、マッチング拠出の実態の大半をカバーする水準の月額1.2万円を、同じく個人拠出であるiDeCoの拠出限度額とした。ただし、iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めがあつて事業主掛金の上限を月額2.75万円から月額1.55万円に引き下げた場合に限った。

企業型DCに加入していないDB等の他制度のみに加入する者(国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の組合員を含む。)のiDeCoの拠出限度額についても、この月額1.2万円を適用することとした。

以上のように、iDeCoの拠出限度額は、月額2.0万円(DB等の他制度にも加入する者

は1.2万円)としたが、全体の拠出限度額があるため、この枠内に収める必要があるところ、事業主掛金の上限を月額3.5万円(同1.55万円)に引き下げることが要件とすることで、必ず全体の拠出限度額の枠内に収まることから、このような要件が設けられた。

この仕組みについては、事業主掛金が高い従業員が一部いること等により事業主掛金の上限の引下げは困難となっているため、ほとんど活用されていない現状にある。事業主掛金の上限を引き下げない限り、当該企業型DCの加入者全員がiDeCoに加入できないため、事業主掛金が高い従業員にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCoに加入できない状態となっている。

つまり、事業主掛金が高い従業員にとっては、仮にiDeCoに加入できる仕組みであっても、拠出限度額に残余がなく又は少なく、結果、iDeCoに加入できない又は加入しても十分な掛金拠出ができないが、こうした加入者が一部いることで、事業主掛金が高い従業員も含めてiDeCoには加入・拠出できない状態となっている。

一方、これまで述べたとおり、現行は、拠出限度額の管理を簡便に行うため、DB等の他制度の給付水準・掛金水準にかかわらず、全てのDB等の他制度の掛金相当額を月額2.75万円として一律評価し、DB等の他制度にも加入する者の企業型DCの拠出限度額は残りの月額2.75万円としているが、現在の制度数が1万件を超えるDBについてDBごとの掛金をみると、加入者1人当たりの標準掛金は月額2.75万円より低いDBが多く、DBの間で大きな差もある。

また、DB等の他制度にも加入する者のiDeCoの拠出限度額についても、全てのDB等の他制度の掛金相当額を月額2.75万円として一律評価していることを踏まえた設定となっており、一律評価している現行の仕組みは、企業型DCのみならず、iDeCoの拠出限度額の公平性の問題とも関連する課題となっている。

さらに、企業型DCに加入していないDB等の他制度のみに加入する者のiDeCoの拠出限度額については、DB等の他制度の給付水準・掛金水準にかかわらず一律となっており、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)に加入する者の間でiDeCoの拠出限度額に差が生じている。

第2 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和(令和4年10月1日施行)

第1の課題を踏まえ、今回の改正は、企業型DCに加入する者について、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金との合算管理の仕組みを構築することで、企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、月額5.5万円(DB等の他制度にも加入する者は2.75万円)から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で(ただし、月額2.0万円(同1.2万円)を上限)、iDeCoの掛金を各月拠出できるよう、改善を図るものである。

また、現行は、事業主がマッチング拠出を導入している場合、当該企業の企業型DCに加入する者はマッチング拠出しか選択肢はなく、iDeCo加入を選択することはできないがiDeCo加入の要件緩和に併せて、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようにするものである。

この見直しによって、企業型DCの事業主掛金が高い従業員がiDeCoを利用しやすくなるが、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金)が月額3.5万円(DB等の他

制度にも加入する者は1.55万円)より高い者にとってはiDeCoの拠出限度額は月額2.0万円(同1.2万円)とはならないこと、iDeCoの掛金は個人型年金規約により月額0.5万円以上と定められていることから事業主の拠出額が月額5.0万円(同2.25万円)を超えるとiDeCoの掛金を拠出することができなくなり企業型DCへの資産の移換等も必要となること等には留意が必要である。

(見直しの具体的内容)

- ① 企業型DCのみに加入する者については、月額5.5万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で(ただし、月額2.0万円を上限)、iDeCoの掛金を毎月拠出できるものとする。企業型DCのみならずDB等の他制度にも加入する者については、月額2.75万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で(ただし、月額1.2万円を上限)、iDeCoの掛金を毎月拠出できるものとする。(DC令第11条及び第36条関係)
- ② 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金については、平成30年1月から任意に決めた月にまとめて拠出(いわゆる年単位拠出)することも選択可能となっているが、この仕組みは任意性が高く、これを把握・管理してiDeCoの拠出限度額を管理しようとする、iDeCoの拠出限度額の管理を行っている国民年金基金連合会の事務処理・システム対応が極めて複雑化するため、今回の要件緩和は、事業主掛金とiDeCoの掛金について、各月の拠出限度額の範囲内での毎月拠出に限るものであること。企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での毎月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できないこと。(DC法第62条並びにDC令第11条の2、第34条の2、第35条及び第36条の2関係)
- ③ 企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での毎月拠出となっていない場合は、DC法第3条第3項第7号に掲げる事項として企業型DC規約に記載するとともに、企業型記録関連運営管理機関に通知すること。また、分かりやすさの観点から、企業型DCに加入する者がiDeCoに加入できるのかできないのかを企業型DC規約に記載するなど、加入者への周知に努めること。(DC規則第10条及び第11条並びにDC法第4条第3項関係)
- ④ 企業型記録関連運営管理機関は、企業型DCの加入者向けのウェブサイトで、
 - ・ 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況
 - ・ DB等の他制度の加入者については、その旨
 - ・ 企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での毎月拠出となっていない場合、すなわち、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できない場合は、その旨
 - ・ 拠出することができると見込まれるiDeCoの掛金の額等を表示するものとする。企業型DCに加入する者がiDeCoの加入や変更等の申出をする際には、このウェブサイトで加入の要件等を確認するよう促すこと。(DC法第27条及びDC規則第21条の2関係)
- ⑤ 企業型DCを実施する事業主は、毎月末日現在における企業型DCに加入する者に関する情報(DB等の他制度に加入する者に該当するかの別を含む。)を翌月末日から起算して2営業日以内に、企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知し

なければならないこと。記録関連業務を委託している場合は、この通知は、企業型記録関連運営管理機関を通じて、企業年金連合会を経由して行うものとする。これらの通知は電磁的方法により行うものとする。 (DC規則第61条の2関係)

- ⑥ 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の合算は、基礎年金番号、生年月日及び性別を用いて行うことから、事業主は、企業型DCに加入する者の基礎年金番号、生年月日及び性別を適正に管理すること。
- ⑦ 企業型DCの事業主掛金の拠出額によっては、施行後、iDeCoの拠出限度額が小さくなることやiDeCoの掛金を拠出できなくなることがあるため、企業型DCに加入する者がiDeCoに新規加入する場合に留意が必要であることや、企業型DCに加入する者はiDeCoの拠出限度額内に収まるようにiDeCoの掛金の変更手続が必要となることについて、企業型DCを実施する事業主は、必要に応じて、企業型DCに加入する者に対して周知が必要であること。

第3 DB等の他制度掛金相当額の反映 (令和6年12月1日施行)

1. DB等の他制度掛金相当額の反映に係る具体的内容

第2の内容に加え、企業型DCとiDeCoの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映し、

- ・ 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度の掛金相当額(他制度掛金相当額)を控除した額とすること
- ・ iDeCoの拠出限度額は、月額5.5万円から事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金とDB等の他制度掛金相当額とを合算した額)を控除した残余の範囲内(上限は月額2.0万円で統一)とすること

によって、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)に加入する者の拠出限度額について公平を図る。

この見直しによって、DB等の他制度掛金相当額が月額2.75万円より低い者にとっては、企業型DCとiDeCoの拠出限度額が拡大することとなるが、拠出限度額について公平を図るための見直しであり、全ての者の企業型DCとiDeCoの拠出限度額が拡大するものではなく、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金とDB等の他制度掛金相当額)が月額3.5万円より高い者にとってはiDeCoの拠出限度額は月額2.0万円とはならないこと、iDeCoの掛金は個人型年金規約により月額0.5万円以上と定められていることから事業主の拠出額が月額5.0万円を超えるとiDeCoの掛金を拠出することができなくなり企業型DC等への資産の移換等も必要となること等には留意が必要である。

また、企業型DCに加入していないDB等の他制度のみに加入する者のiDeCoの拠出限度額は、これまでDB等の他制度の給付水準・掛金水準にかかわらず一律となっていたが、改正後はDB等の他制度掛金相当額によってはiDeCoの掛金を拠出することができなくなることから、給付水準が高い、すなわち、他制度掛金相当額が高いDBを実施する事業主におかれては、従業員のiDeCoの資産を受換することができるよう、DBの規約変更の検討をお願いします。

施行日については、全てのDB等において他制度掛金相当額を算定する必要があるこ

と等を踏まえ、施行までに十分な準備期間を確保し、令和6年12月1日とする。
見直しの具体的内容は以下のとおり。

(企業型DCの拠出限度額について)

- ① 企業型DCの拠出限度額については、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（同時に2以上の他制度に加入する場合にあっては、それぞれについて算定した額の合計額）を控除した額とすること。（DC令第11条関係）
- ② 企業型DCを実施する事業主は、DB等の他制度にも加入する者について他制度掛金相当額を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。こと。（DC規則第10条及び第11条関係）
- ③ 企業型記録関連運営管理機関は、企業型DCの加入者向けのウェブサイトで、
 - ・ 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況
 - ・ DB等の他制度の加入者にあっては、他制度掛金相当額
 - ・ 企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合、すなわち、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できない場合は、その旨
 - ・ 拠出することができる見込まれるiDeCoの掛金の額等を表示するものとする。企業型DCに加入する者がiDeCoの加入や変更等の申出をする際には、このウェブサイトで加入の要件等を確認するよう促すこと。（DC法第27条及びDC規則第21条の2関係）
- ④ 施行の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、企業型DC及びDB等の他制度に加入する者である場合、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額が2.75万円を下回る時は2.75万円と読み替えてDC令第11条第2号を適用することで、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とすること（経過措置の適用）。（改正政令附則第2項関係）
- ⑤ 令和6年12月前に成立している企業型DC規約の場合、令和6年12月以降も企業型DCの拠出限度額は現行制度（旧制度）のままであり、加入者ごとの企業年金加入状況により、（1）企業型DCのみに加入の場合、月額5.5万円、（2）企業型DC及びDB等の他制度に加入の場合、月額2.75万円となること。
また、⑥の経過措置の適用終了事由に該当した場合は、施行後の制度が適用される（新制度の適用）こととなり、企業型DCの拠出限度額は、（1）企業型DCのみに加入の場合、変更なし（月額5.5万円）、（2）企業型DC及びDB等の他制度に加入の場合、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額となること。
- ⑥ ④に記載のとおり、企業型DC及びDB等の他制度に加入する者は、経過措置の適用を受けるが、
 - ・ 施行日以後を適用日として企業型DC規約のうちDC法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合（企業型DC規約において、拠出限度額についてDC令第11条を引用している場合で、企業型DC及びDB等の他制度に加入する者に係る企業型DCの事業主掛金（企業型年金加入者掛金を拠出する場合は、企業型年金加入者掛金を含む。）について、旧制度の拠出限度額である月額2.75万円を超えて拠出しようとする場合も規約変更が必要となり、その場合を

含む。また、新たに企業型DCを実施する場合も含む。)

- ・ 施行日以後を適用日としてDB規約のうち確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「DB法」という。）第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによってDB法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合（厚生年金基金（プラスアルファ部分）・石炭鉱業年金基金について、同様に、規約・定款の変更を行うことによって掛金の額を再計算した場合を含む。）
 - ・ 施行日以後にDB等の他制度を実施・終了した場合には、改正政令による改正後のDC令第11条第2号を適用すること（経過措置の適用終了）。（改正政令附則第2項及び改正省令附則第2条関係）
- ⑦ 旧制度の適用を受けていた事業主が、新制度の適用を受けることとなったときは、DC法第3条第3項第7号に掲げる事項として新制度の適用を受ける旨を企業型DC規約に記載するとともに、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。こと。（改正省令附則第2条関係）
- ⑧ ④から⑦までに記載したほか、企業型DCの拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱いについては、2. を参照されたい

(iDeCoの拠出限度額について)

- ① 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）に加入する者については、月額5.5万円から事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金とDB等の他制度掛金相当額とを合算した額）を控除した残余の範囲内で（ただし、月額2.0万円を上限）、iDeCoの掛金を毎月拠出できるものとする。こと。国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の組合員については、月額5.5万円から事業主掛金に相当する額として算定する額（共済掛金相当額）を控除した残余の範囲内で（ただし、月額2.0万円を上限）、iDeCoの掛金を毎月拠出できるものとする。こと。（DC令第36条関係）
- ② 今回の見直しは、これらの者について、iDeCoの掛金を上限2.0万円に統一した上で、各月の拠出限度額から事業主の拠出額を控除した残余の範囲内で毎月拠出できるようにするものであり、iDeCoの掛金については、各月の拠出限度額の範囲内での毎月拠出に限るものであること。引き続き、企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での毎月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できないこと。（DC令第34条の2、第35条及び第36条の2関係）
- ③ 企業型DCを実施する事業主が企業型記録関連運営管理機関及び企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知する事項（第2の⑤に記載の通知）に、DB等の他制度掛金相当額を追加すること。（DC規則第61条の2関係）
- ④ DBを実施する事業主等（DB法第29条第1項に規定する事業主等をいう。⑤において同じ。）、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金は、毎月末日現在におけるDB、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金に加入する者に関する情報（他制度掛金相当額を含む。）を翌月末日までに、企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知しなければならないこと。DB法第93条の規定により加入者等に関する情報の管理に係る業務を同条に規定する法人に委託している場合は、この通知は、当該法人及び企業年金連合会を経由して行うものとする。こと（厚生年金基金も同様）。これらの通知は電磁的方法により行うものとする。こと。（DC規則第61条の2関係）

- ⑤ DB等の他制度掛金相当額と iDeCo の掛金の合算は、基礎年金番号、生年月日及び性別を用いて行うことから、DBを実施する事業主等、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金は、DB等に加入する者の基礎年金番号、性別及び生年月日を適正に管理すること。
- ⑥ iDeCo の加入を国民年金基金連合会に申し出る際に、企業年金（企業型DC、DB等の他制度）、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の加入状況を申し出るものとする。当該申出の際、④に伴って、企業年金の加入状況を国民年金基金連合会が確認できることになることから、事業主証明書の添付を不要とすること。（DC規則第39条関係）
- 事業主証明書は廃止するが、事業主は、従業員から企業年金の加入状況の照会があった際には適切に対応すること。また、従業員の企業年金の加入状況に変更があったときには、当該従業員に周知すること。
- ⑦ iDeCo の加入後に、企業年金（企業型DC、DB等の他制度）、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の加入状況に変更があったときは、当該変更について国民年金基金連合会へ届出が必要であること。当該変更の届出の際の事業主証明書の添付も不要とすること。（DC規則第45条関係）
- ⑧ DB等の他制度のみに加入する者の拠出限度額がDB等の他制度掛金相当額の反映によって個人型年金規約で定める iDeCo の掛金の最低額（0.5万円）を下回る場合、資産額が一定額以下である等の脱退一時金の要件を満たせば脱退一時金を受給できるものとする。 （DC法第62条及びDC令第34条の2関係）
- ⑨ DB等の他制度掛金相当額が高い場合には、施行後、iDeCo の拠出限度額が小さくなることや iDeCo の掛金を拠出できなくなることがあるため、DB等に加入する者が iDeCo に新規加入する場合に留意が必要であることや、DB等に加入する者は iDeCo の拠出限度額内に収まるように iDeCo の掛金の変更手続が必要となることについて、事業主は、必要に応じて、DB等に加入する者に対して周知が必要であること。

2. 企業型DCの拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い

1.（企業型DCの拠出限度額について）④に記載したとおり、施行の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額が2.75万円を下回るときは2.75万円と読み替えてDC令第11条第2号を適用することで、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とするものであるが、当該経過措置の取扱いについては、1.（企業型DCの拠出限度額について）④から⑦までに記載したもののほか、以下のとおりとする。

（経過措置の管理）

- ① 企業型DC規約は厚生年金適用事業所を実施事業所として実施するものであることを踏まえ、経過措置の適用は企業型DC規約ごとに実施事業所単位で管理すること。

企業型DC及びDB等の他制度を併用する実施事業所における経過措置の適用・終了について、原則的に、以下の考え方となること。

- ・ 施行日以降に一部職種のみを対象として設計の変更（企業型DCの事業主掛金額

の変更・財政再計算を伴うDB法第4条第5号に掲げる事項の変更)を行う場合、当該事業所の経過措置の適用が終了となり、新制度が適用(設計の変更の対象以外の職種を含め、実施事業所全体に対して新制度を適用)となること

- ・ 施行日以降、企業型DC規約及びDB規約のいずれの規約についても、1.(企業型DCの拠出限度額について)⑥に記載した事由の変更がない場合、経過措置が引き続き適用され、旧制度の適用となること(同一事業主において、複数の実施事業所がある場合でも、他の実施事業所における規約変更等の影響を受けることはない)
 - ・ 施行日以降、企業型DC・DBの新たな実施事業所として追加した場合、当該事業所は経過措置の適用を受けないこと(企業型DC・DBの新規実施)
- ② 一の実施事業所の従業員のうち一部のみを企業型DC・DBの加入者としている場合において、一定の資格を新設・変更する企業型DC規約又はDB規約の変更を行うことにより、現在加入者ではない従業員を新たに加入者の範囲に加え、新たに追加される加入者に対して既存の加入者と同じ事業主掛金額・給付設計を適用する場合、当該実施事業所に関して、既存の企業型DC規約の事業主掛金額の変更又はDB規約の給付設計の変更を行っていないことから経過措置は引き続き適用されること。
- ただし、新たに追加される加入者に対して、既存の企業型DC加入者と異なる事業主掛金額を設定することや、既存のDB加入者と異なる給付区分を設ける場合、当該事業所に対する経過措置は適用終了となること。

(実施事業所の統合・分割や組織再編等に伴う経過措置の取扱い)

- ① 同一事業主のもとで実施事業所の統合・分割が行われる場合は、企業型DC規約及びDB規約において実施事業所の増加・減少を伴うことが想定され、このうち「実施事業所の増加」の場合は、当該実施事業所は「企業型DC・DBの新規実施」に該当することで経過措置の適用が終了となる(新制度の適用となる)が、以下の事項のいずれにも該当する場合は、基本的に、経過措置は引き続き適用されること。
- ・ 増加する実施事業所の加入者に対して、引き続き従前と同じ企業型DC規約又はDB規約を適用すること
 - ・ 経過措置の終了事由である事業主掛金の変更・給付設計の変更に該当しないこと
 - ・ (実施事業所の統合の場合)実施事業所の統合に伴い、同一の実施事業所内において新制度の適用対象となるグループが存在しないこと(経過措置は企業型DC規約ごとに事業所単位で管理するため、同一の実施事業所内で新制度と旧制度が混在することは不可)
- ② 組織再編等(代表的な組織再編等には合併、会社分割、株式交換及び株式移転のほか、事業譲渡がある)が行われる場合は、企業型DC規約及びDB規約において実施事業所の事業主の変更、実施事業所の統合・分割又は加入者(若しくは実施事業所)の移転のいずれかが行われることが想定される。
- 組織再編等に伴って実施事業所の統合・分割が行われる場合は、実施事業所の事業主の変更を伴う場合であっても、変更前後の事業主を実質的に同一とみなすことにより、実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱いと同様の取扱いとすること。
- ③ 組織再編等に伴って他の企業型DC規約又はDB規約に事業所ごと移転させる場

合は、移転先規約において新たな実施事業所の追加となるため、当該事業所に対する経過措置は適用終了となること。ただし、移転DB加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、新たな給付設計を設定していることには当たらないことから、経過措置は引き続き適用されること。

- ④ ①から③までにおいて示した取扱いは、実施事業所の統合・分割や組織再編等に当たって、企業型DC・DBの新規実施として扱わずに特例的に経過措置の適用を継続させるものである。このため、これらのケースに該当する企業型DC規約又はDB規約の変更を行う際には、実施事業所の統合・分割や組織再編等の事実を示す書類等の提出が必要であること。
- ⑤ ④の書類等の提出を必要とする規約変更は、以下のとおりであること。
- ・ 事業所の統合・分割に伴って実施事業所の消滅や追加が生じる場合であって、特例的に実施事業所の経過措置適用の継続を図る場合の規約変更
 - ・ 組織再編等に伴って事業主を変更する場合であって、実施事業所の経過措置適用の継続を図る場合の規約変更
- ⑥ ④の提出書類としては、以下のとおりであること。
- ・ 企業型DCの経過措置適用の継続に係る申立書
(例) 経過措置の適用を継続する実施事業所の名称・所在地及び継続することとなった理由(事業所の統合・分割の場合に限る。)、変更前後の事業主の名称・住所及び変更することとなった理由(組織再編等の場合に限る。)等を記載したもの
 - ・ 事業所の統合・分割の事実を示す書類
(例) 事業所の統合・分割を議決した取締役会の議事録の写し等
 - ・ 組織再編等の事実を示す書類
(例) 法人登記簿謄本、会社の合併に係る契約書、事業譲渡に係る契約書、事業分割に係る計画書等

(DB規約の統合・分割等に伴う経過措置の取扱い)

- ① 経過措置適用中の実施事業所が、DB規約の統合・分割等(※1)によって全部又は一部の加入者の権利義務を他のDB規約に移転させ、当該移転先規約において実施事業所として新たに加わる場合において、移転加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、新たな給付設計を設定していることには当たらないことから、当該実施事業所に対して、経過措置の適用終了要件である「DBの開始」として扱わずに経過措置は引き続き適用されること(※2)。

※1 具体的には、以下の場合が該当する。

- I DB法第74条に基づく規約の統合
- II DB法第75条に基づく規約の分割
- III DB法第76条に基づく基金の合併
- IV DB法第77条に基づく基金の分割
- V DB法第79条に基づく権利義務の移転
- VI DB法第80条に基づく規約型から基金への移行
- VII DB法第81条に基づく基金から規約型への移行

※2 この場合、移転先規約変更時の数理書類（「給付の設計の基礎を示した書類」の「規約の変更に伴う給付の額の減額」部分の備考欄）において、当該実施事業所の加入者に適用される給付設計が移転前と同一であることを記載すること。

- ② DB規約の統合・分割等において、上記のように新たに移転先規約において実施事業所となる場合は、移転加入者に対して適用する給付設計が移転前と比べて軽微な変更の範囲である場合についても、当該実施事業所に対して経過措置は引き続き適用されること（※3）。

※3 この場合、移転先規約変更時の数理書類（「掛金の計算の基礎を示した書類」又は「財政再計算報告書」の備考欄）において、当該実施事業所の加入者に適用される給付設計が移転前規約と比べて軽微な変更の範囲であることを記載すること。

3. 他制度掛金相当額等の算定方法

(1) 他制度掛金相当額の算定方法

加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映するためには、給付建てのDB等の他制度について、確定拠出年金と比較可能な形で、DB等の他制度の掛金相当額を算定する必要がある。

他制度掛金相当額と共済掛金相当額の算定に関しては、算定省令の定めるところによる。他制度掛金相当額等の具体的な算定方法は以下のとおり。

(DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法)

- ① DB（リスク分担型企業年金を除く。）の加入者に係る他制度掛金相当額は、次の財政方式ごとの算定式により算定した額を月額換算した額とし、当該算定に当たっては、標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づいて算定すること。（算定省令第3条第1項及び第2項関係）

ア 「加入年齢方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額はaに掲げる額をbに掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。なお、ここでの標準的な加入者とは、算定省令第3条第1項第1号に規定する標準的な加入者として厚生労働大臣が認める者であり、特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入者をいうこと。また、a及びbに掲げる額は加入時点での現価を指すものであること。

a 標準的な加入者に係る通常予測給付現価

b 標準的な加入者に係る人数現価

イ 「開放基金方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額はaに掲げる額をbに掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。なお、ここでの加入者となる者とは、計算基準日において、加入者ではないものの、年金数理上あらかじめ見込むべき加入者をいうこと。

a 現在の加入者に係る将来分の通常予測給付現価と加入者となる者に係る通常予測給付現価を合算した額

b 現在の加入者及び加入者となる者に係る人数現価

ウ 「閉鎖型総合保険料方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額はaに掲げる額をbに掲げる額で除した額を月額換算した額とするこ

と。

a 現在の加入者に係る将来分の通常予測給付現価

b 現在の加入者に係る人数現価

エ ア、イ及びウに規定している財政方式のいずれにも該当しない財政方式であるDBの加入者に係る他制度掛金相当額は、ア、イ及びウの算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額とすること。

- ② リスク分担型企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額の算定に当たっては、アのa、イのa及びウのaにおける通常予測給付現価を調整前の通常予測給付現価に置き換えて、DB（リスク分担型企業年金を除く。）の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法を用いること。（算定省令第3条第3項関係）

ただし、算定に用いる基礎率はリスク分担型企業年金掛金額の標準掛金相当分を変更した直近の財政計算（リスク分担型企業年金を開始してから標準掛金相当分を変更していない場合は、リスク分担型企業年金を開始したときの財政計算）に用いた基礎率と同一とすること。

- ③ 簡易な基準に基づくDB又は通常の算定式での算定が困難であると厚生労働大臣が認めるDBの加入者に係る他制度掛金相当額は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額を当該財政計算の計算基準日における加入者数で除した額を月額換算した額とすること。（算定省令第4条関係）

- ④ 積立金が積立上限額を超え、掛金の控除を行う場合は、当該控除しなければならない額が零であるものとして算定すること。（算定省令第6条関係）

（私立学校教職員共済制度の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法）

私立学校教職員共済制度の加入者に係る他制度掛金相当額は、DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める額とすること。（算定省令第7条第1号関係）

（石炭鉱業年金基金の坑内員等に係る他制度掛金相当額の算定方法）

石炭鉱業年金基金の坑内員等に係る他制度掛金相当額は、DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める額とすること。（算定省令第7条第2号関係）

（厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額の算定方法）

- ① 厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額は、代行部分がないものとして、財政方式を「加入年齢方式」又は「開放基金方式」とするDBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法と同様の算定方法により算定すること。（算定省令第8条関係）

なお、標準的な加入員とは、算定省令第8条第1項第1号に規定する標準的な加入員として厚生労働大臣が認める者であり、特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入員をいうこと。また、「加入年齢方式」及び「開放基金方式」に該当しない財政方式である厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額は、「加入年齢方式」又は「開放基金方式」の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額とすること。

- ② 積立金が積立上限額を超え、掛金の控除を行う場合は、当該控除しなければならない額が零であるものとして算定すること。（算定省令第9条関係）

（国家公務員共済組合の組合員に係る共済掛金相当額の算定方法）

国家公務員共済組合の組合員に係る共済掛金相当額は、DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める額とすること。（算定省令第10条関係）

（地方公務員等共済組合の組合員に係る共済掛金相当額の算定方法）

地方公務員等共済組合の組合員に係る共済掛金相当額は、DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める額とすること。（算定省令第10条関係）

（2）他制度掛金相当額及び共済掛金相当額に係るその他の取扱い

- ① DBにおいて加入者が掛金の一部を負担している場合は、加入者が負担する掛金は零であるものとして算定すること。（算定省令第5条関係）
なお、DB以外の他制度については加入者が負担する掛金を含めて算定すること。
- ② 他制度掛金相当額及び共済掛金相当額は千円未満を四捨五入し、千円単位とすること。（算定省令第11条）
- ③ 他制度掛金相当額及び共済掛金相当額は、掛金の再計算及び費用の再計算を実施する度に再度算定すること。（算定省令第12条）

（3）経過措置

令和6年12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定するDBの加入者又は厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額（厚生年金基金の場合は免除保険料額を除く。）を当該財政計算の計算基準日における加入者数又は加入員数で除した額を月額換算した額とすることができること。（算定省令附則第2条）

ただし、リスク分担型企業年金において、令和6年12月1日以後を計算基準日とする財政再計算を行った場合、算定省令第3条第3項に基づく他制度掛金相当額の算定とすること。

4. その他

（1）DBにおける委託契約事項に関する規約変更に係る規定の見直し

DBを実施している事業主又は企業年金基金がDB法第93条の規定により法人に業務を委託する場合の当該委託に係る契約のうち加入者等に関する情報の管理に係る業務に関する事項を変更することを目的とした規約変更について、現在は厚生労働大臣への届出が不要な軽微な変更とされているところ、厚生労働大臣への届出が必要な軽微な変更とすること。（DB則第10条第1号及び第18条第2号関係）

（2）給付の設計の軽微な変更に係る規定の見直し

DB則第7条第1項第4号に規定するその他の給付の設計の軽微な変更から、規約の変更が効力を有することとなる日前の期間に係る給付の額の増額（当該増額にかかる実施事業所の事業主が企業型DCを実施している場合に限る。）となる規約の変更を除くこととすること。（DB則第7条第1項第4号関係）

（3）企業年金基金の加入者の資格取得及び喪失情報の届出期限の見直し

基金型企業年金の事業主が企業年金基金に届けなければならない加入者の資格取得又は喪失情報の届出期限について、当該資格取得又は喪失の日から30日以内としているところ、これを当該資格取得又は喪失の日から30日又は当該資格取得又は喪失の日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までとすること。（DB則第22条及び第23条関係）

（4）DB規約の変更に係る事業主への情報提供

DBを実施する事業主の代表又は企業年金基金は、規約を変更しようとするときは、当該規約変更に係るDBの実施事業所の事業主へ、遅滞無く、当該規約変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならないこと（厚生年金基金も同様）。（DB則第85条の3関係）

（5）施行日前に他制度掛金相当額をDB規約に定める場合の特例

施行日前に、財政再計算を実施することなく、他制度掛金相当額をDB規約に定める場合、当該規約変更は、特に軽微な変更とすること。（改正省令附則第4条関係）

参考資料

■ 参考資料1 拠出限度額

- ① 現行のDC拠出限度額
- ② 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後(令和4年10月～)
- ③ DB等の他制度掛金相当額の反映後(令和6年12月～)

■ 参考資料2 令和4年10月1日施行の改正

- ① 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和
- ② DC掛金の年単位化の取扱い
- ③ 企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択

■ 参考資料3 令和6年12月1日施行の改正

- ① 企業型DC拠出限度額の見直し
- ② 企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額の見直し
- ③ 情報連携による効率的なiDeCoの制度運営
- ④ 企業型DC拠出限度額の見直しに伴う経過措置
- ⑤ DB等の他制度掛金相当額の算定方法(①～③)

■ 参考資料1 拠出限度額

- ① 現行のDC拠出限度額
- ② 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後(令和4年10月～)
- ③ DB等の他制度掛金相当額の反映後(令和6年12月～)

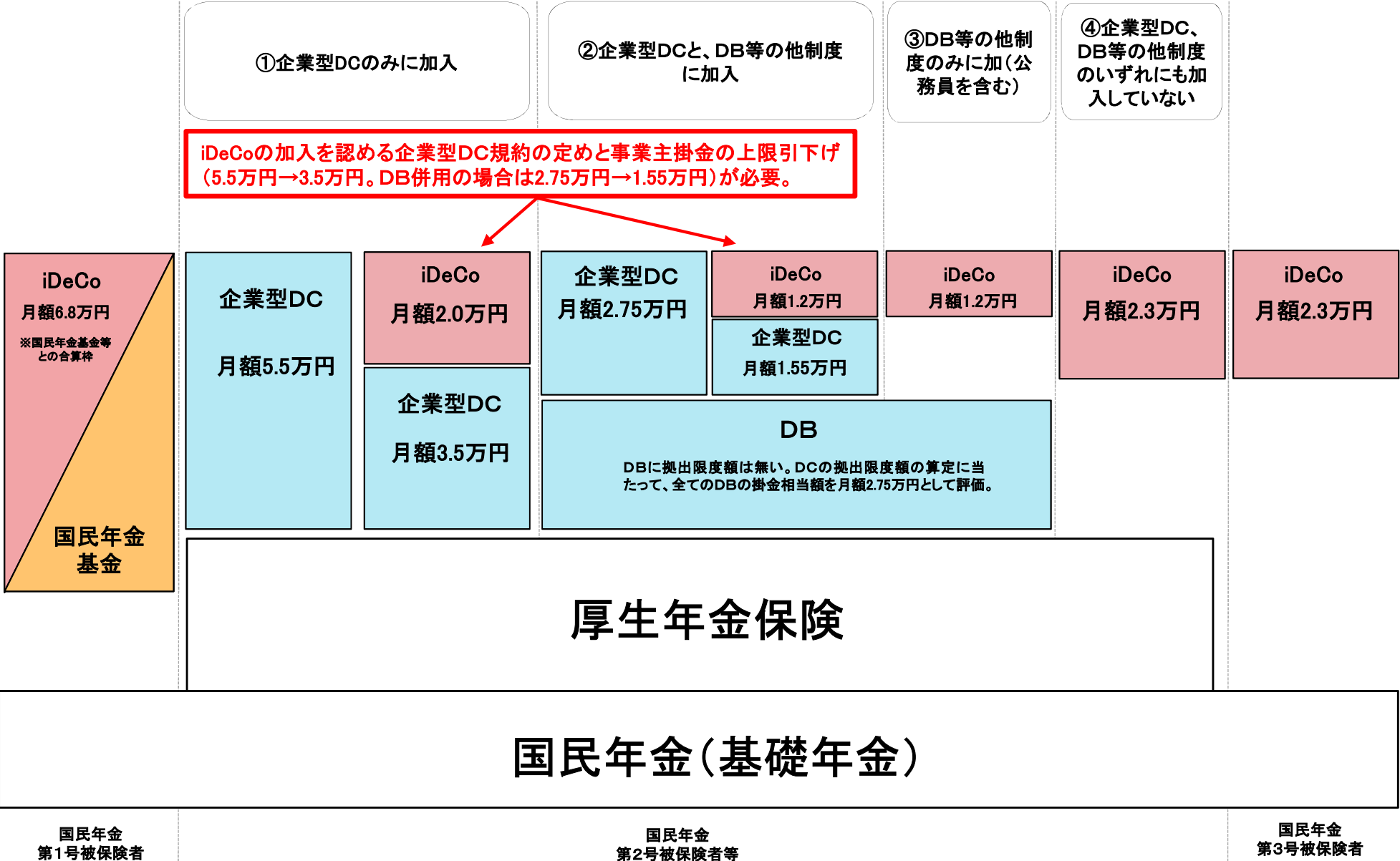
■ 参考資料2 令和4年10月1日施行の改正

- ① 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和
- ② DC掛金の年単位化の取扱い
- ③ 企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択

■ 参考資料3 令和6年12月1日施行の改正

- ① 企業型DC拠出限度額の見直し
- ② 企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額の見直し
- ③ 情報連携による効率的なiDeCoの制度運営
- ④ 企業型DC拠出限度額の見直しに伴う経過措置
- ⑤ DB等の他制度掛金相当額の算定方法(①～③)

現行のDC拠出限度額



※1 企業型DC加入者は、マッチング拠出ができることを企業型DC規約に定めない場合であって、①iDeCoに加入できること、②企業型DCの事業主掛金の上限を月額3.5万円(DB併用の場合は1.55万円)以下とすることを企業型DC規約で定めた場合に限り、月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

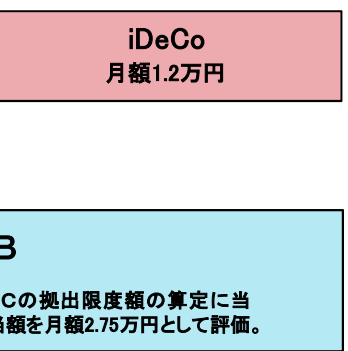
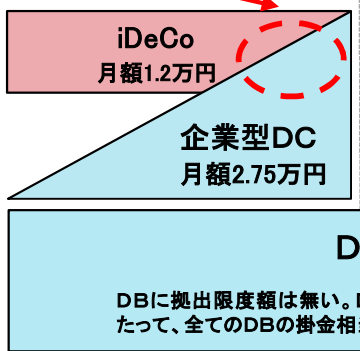
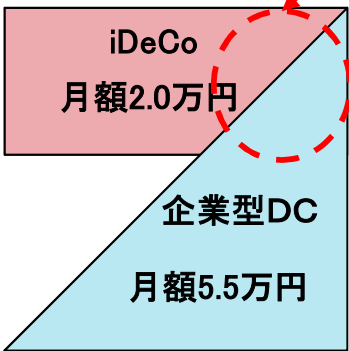
※2 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。

※3 DBには、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

参考資料1② 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後(令和4年10月～)

- ①企業型DCのみに加入
- ②企業型DCと、DB等の他制度に加入
- ③DB等の他制度のみに加入(公務員を含む)
- ④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

●iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めと事業主掛金の上限引下げは、不要。
 ●事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額)が3.5万円(DB併用の場合は1.55万円)を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。



厚生年金保険

国民年金(基礎年金)

国民年金 第1号被保険者

国民年金 第2号被保険者等

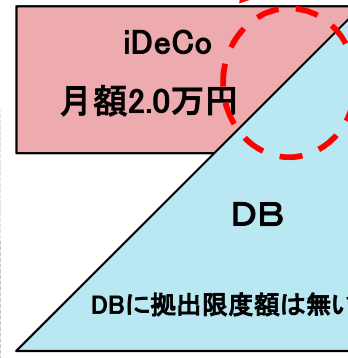
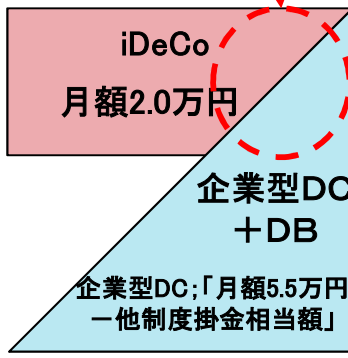
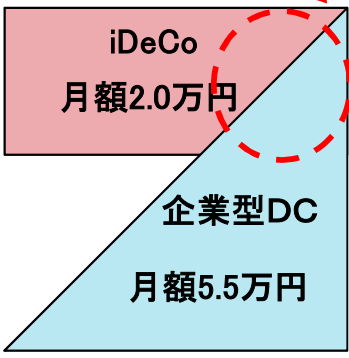
国民年金 第3号被保険者

※1 月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。
 ※2 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。
 ※3 DBには、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

DB等の他制度掛金相当額の反映後(令和6年12月～)

- ①企業型DCのみに加入
- ②企業型DCと、DB等の他制度に加入
- ③DB等の他制度のみに加入(公務員を含む)
- ④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

●企業年金(企業型DC・DB)に加入する者のiDeCoの拠出限度額を公平化。
 ●事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。



厚生年金保険

国民年金(基礎年金)

国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行(令和6年12月1日)の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする(経過措置)。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことにより同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金(企業型DC、DB等の他制度)の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

■ 参考資料1 拠出限度額

- ① 現行のDC拠出限度額
- ② 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後(令和4年10月～)
- ③ DB等の他制度掛金相当額の反映後(令和6年12月～)

■ 参考資料2 令和4年10月1日施行の改正

- ① 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和
- ② DC掛金の年単位化の取扱い
- ③ 企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択

■ 参考資料3 令和6年12月1日施行の改正

- ① 企業型DC拠出限度額の見直し
- ② 企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額の見直し
- ③ 情報連携による効率的なiDeCoの制度運営
- ④ 企業型DC拠出限度額の見直しに伴う経過措置
- ⑤ DB等の他制度掛金相当額の算定方法(①～③)

企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和

【現行】

- 企業型DC加入者のうちiDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるのは、拠出限度額の管理を簡便に行うため、iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から月額3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。事業主掛金が高い従業員が一部いること等により事業主掛金の上限の引下げは困難となっているため、ほとんど活用されていない現状にある。
- 事業主掛金の上限を引き下げない限り、当該企業型DCの加入者全員がiDeCoに加入できないため、**事業主掛金が高い従業員にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCoに加入できない状態となっている。**

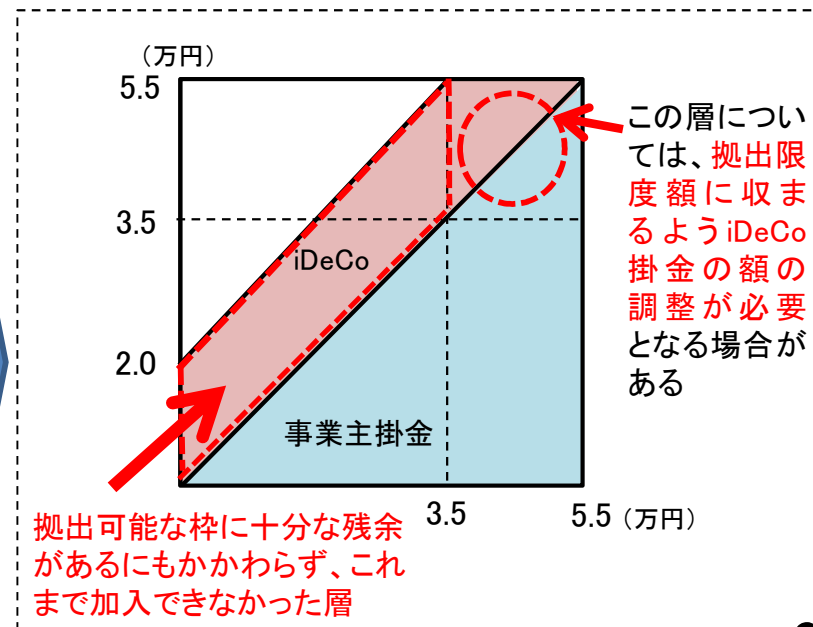
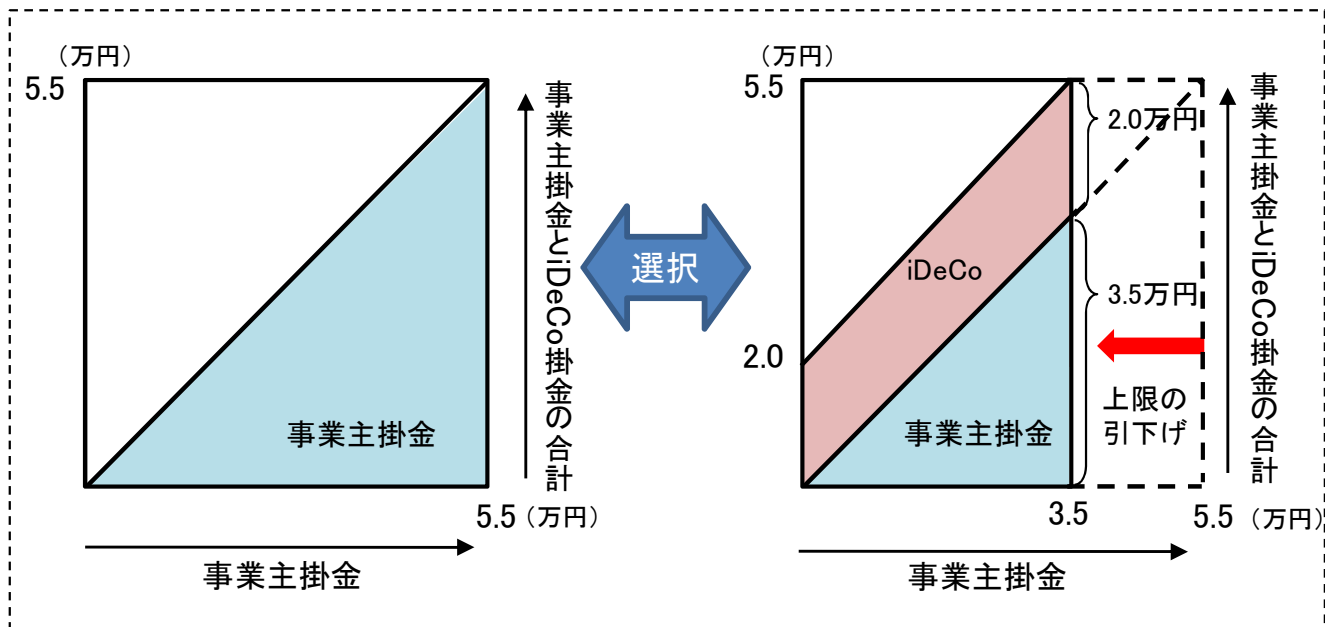
【見直し内容(令和4年10月1日施行)】

- 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金との合算管理の仕組みを構築することで、**企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、月額5.5万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内(ただし、月額2.0万円を上限)、iDeCoの掛金を毎月拠出できるよう、改善を図る。**

「月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額との合計が月額5.5万円の範囲内」と言い換えることができる。
 事業主の拠出額である各月の企業型DCの事業主掛金額が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額は、その分、減ることとなる。

【現行】 事業主掛金が高い従業員にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCoに加入できない

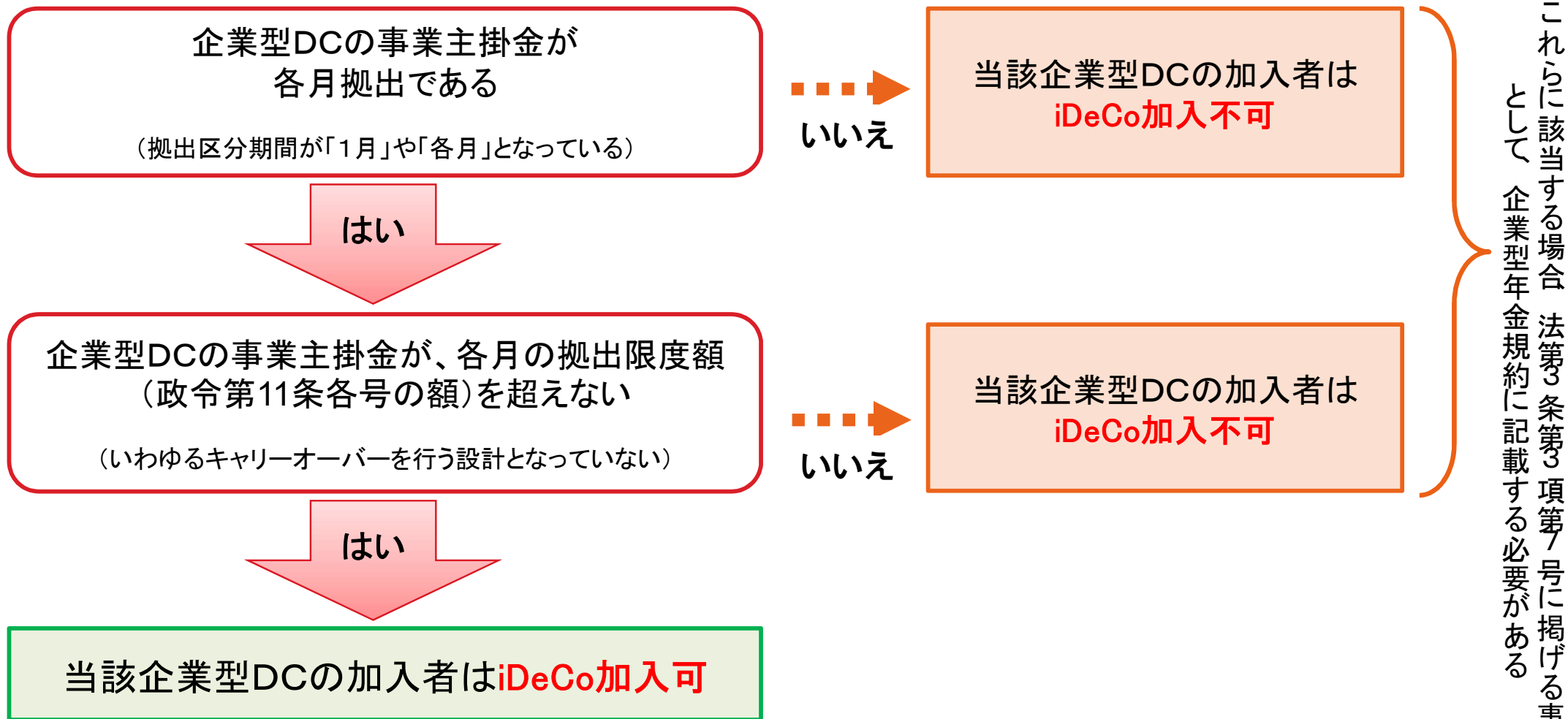
【改正後】 企業型DCの事業主掛金が高い従業員がiDeCoを利用しやすくなる



※ DB等の他制度にも加入している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

DC掛金の年単位拠出の取扱い

- 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金については、平成30年1月から任意に決めた月にまとめて拠出(いわゆる年単位拠出)することも選択可能となっているが、この仕組みは任意性が高く、これを把握・管理してiDeCoの拠出限度額を管理しようとすると、国民年金基金連合会の事務処理・システム対応が極めて複雑化するため、**今回の要件緩和は、事業主掛金とiDeCoの掛金について、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出に限る。**
- **事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できない。**



※ 企業型DC加入者がiDeCoに加入するには、企業型DCの事業主掛金に加え、iDeCoの掛金も各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出とする必要がある。

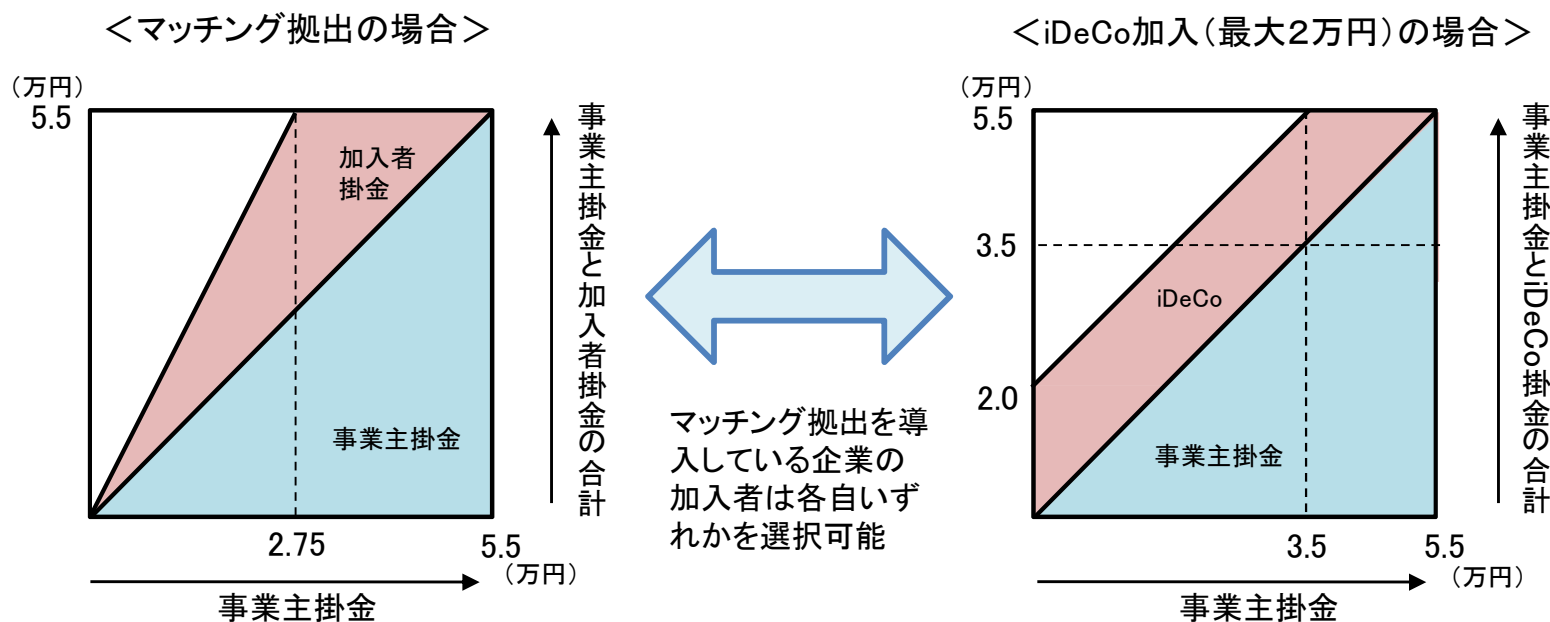
企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択

【現行】

- 事業主がマッチング拠出を導入している場合、当該企業の企業型DC加入者はマッチング拠出しか選択肢はなく、iDeCo加入を選択することはできない。

【見直し内容(令和4年10月1日施行)】

- 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に併せて、**マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようにする。**



※ DB等の他制度にも加入している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

■ 参考資料1 拠出限度額

- ① 現行のDC拠出限度額
- ② 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後(令和4年10月～)
- ③ DB等の他制度掛金相当額の反映後(令和6年12月～)

■ 参考資料2 令和4年10月1日施行の改正

- ① 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和
- ② DC掛金の年単位化の取扱い
- ③ 企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択

■ 参考資料3 令和6年12月1日施行の改正

- ① 企業型DC拠出限度額の見直し
- ② 企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額の見直し
- ③ 情報連携による効率的なiDeCoの制度運営
- ④ 企業型DC拠出限度額の見直しに伴う経過措置
- ⑤ DB等の他制度掛金相当額の算定方法(①～③)

企業型DC拠出限度額の見直し

- 企業型DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入している**DB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映し、公平を図る。**

	【現行】	【見直し内容(令和6年12月1日施行)】
①企業型DCのみに加入	月額5.5万円	月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額
②企業型DC、DB等の他制度に加入	月額2.75万円 (5.5万円から一律2.75万円を控除)	

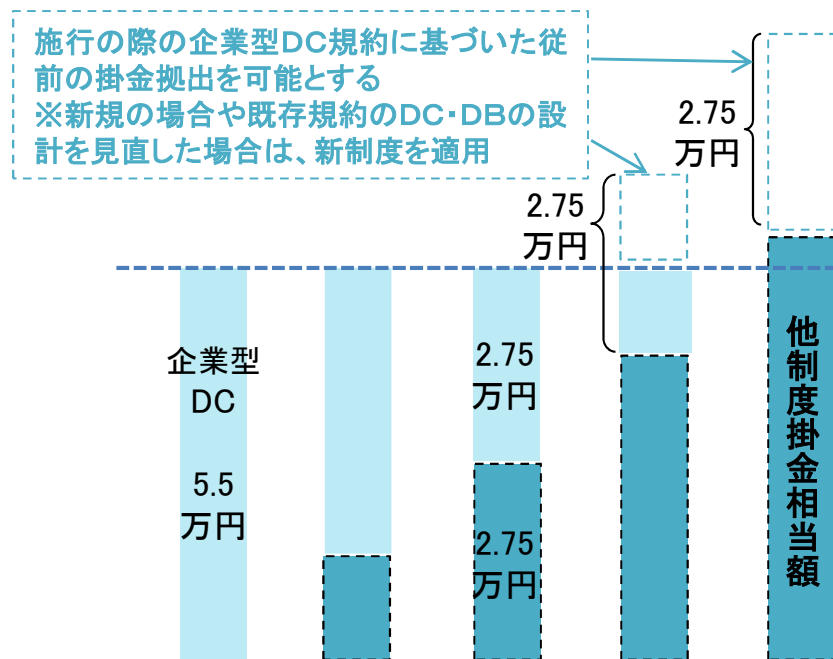
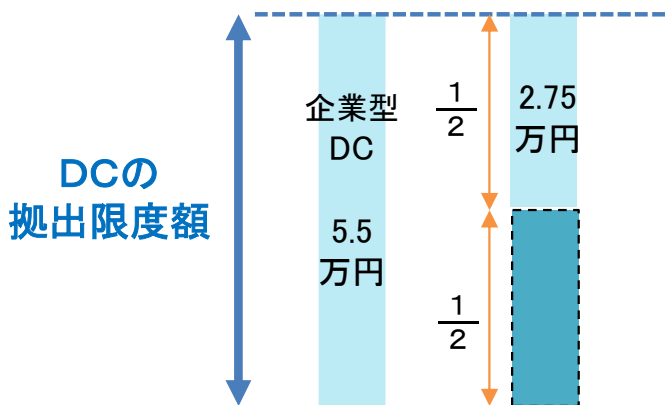
(※1)DB等の他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

(※2)DB等の他制度に加入していなければ、控除する額は0円で、企業型DCの拠出限度額は現行どおり月額5.5万円。他制度掛金相当額が月額5.5万円を上回る場合は、DC拠出は不可。

- 制度の見直しに当たっては、既に現行制度下で承認を受けた企業型DC規約に基づいて企業型DCを実施している事業主がいることから、**施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設ける**(「月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とする)。

【現行】 DBの給付水準(=掛金水準)にかかわらず、企業型DCの拠出限度額は一律2.75万円。

【改正後】 DB等の他制度掛金相当額が低い場合は、DCで拠出できる額は大きくなり、DB等の他制度掛金相当額が高い場合は、DCで拠出できる額は小さくなる。



企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額の見直し

○ iDeCoの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入している**DB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映**するとともに、**上限を2万円に統一**し、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)に加入する者の拠出限度額について公平を図る。

	令和4年10月1日～	令和6年12月1日～
国民年金第1号被保険者	月額6.8万円 (※)	月額6.8万円 (※)
国民年金第2号被保険者		
①企業型DCのみに加入	月額5.5万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2.0万円を上限)	月額5.5万円－ (各月の企業型DCの事業主掛金額＋ DB等の他制度掛金相当額) (ただし、月額2.0万円を上限)
②企業型DCと、DB等の他制度に加入	月額2.75万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)	
③DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む)	月額1.2万円 (※)	
④企業型DC、DB等の他制度のいずれ にも加入していない	月額2.3万円 (※)	
国民年金第3号被保険者	月額2.3万円 (※)	月額2.3万円 (※)

「月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額との合計が月額5.5万円の範囲内」と言い換えることができる。
事業主の拠出額である「各月の企業型DCの事業主掛金額」と「DB等の他制度掛金相当額」の合計額が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額は、その分、減ることとなる。

【DC掛金の年単位拠出の取扱い】

(※)は、DC掛金の「年単位拠出」が可能。

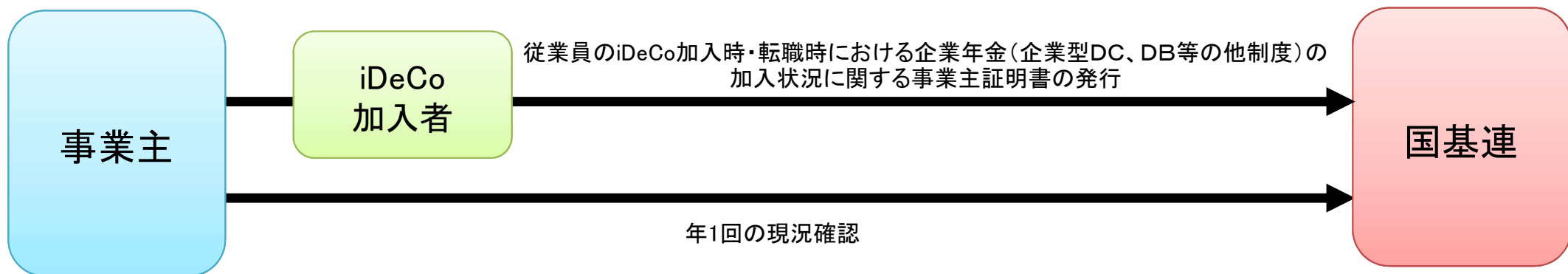
企業型DCに加入する者(①・②)は令和4年10月1日から、③のDB等の他制度のみに加入する者(公務員を含む)は令和6年12月1日から、「月単位拠出」のみとなる。

最終的には、iDeCoの掛金について「年単位拠出」が可能である者は、事業主の拠出がない「国民年金第1号被保険者」、「企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない国民年金第2号被保険者」、「国民年金第3号被保険者」の3区分となる。

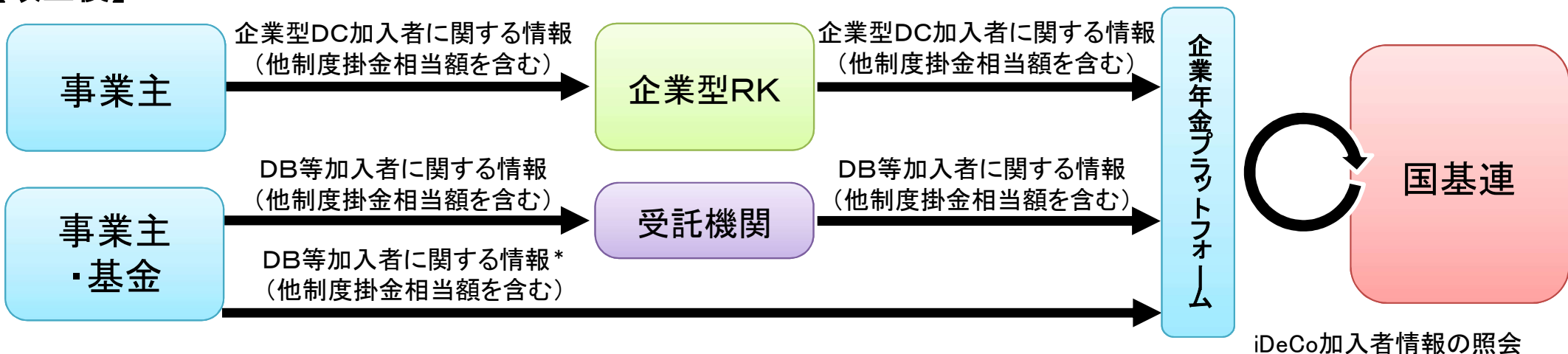
情報連携による効率的なiDeCoの制度運営

- iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会が拠出限度額の管理を行うためには、**企業年金(企業型DC、DB等の他制度)の加入状況と事業主の拠出額を国民年金基金連合会が確認できることが必要**となる。
 - 企業型DCを実施する事業主については、令和4年10月から企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)を通じた国基連との情報連携を実施。DBを実施する事業主・基金(DB基金・厚生年金基金・石炭鉱業年金基金)については、令和6年12月から受託機関を通じた国基連との情報連携を実施。いずれも、**企業年金連合会において整備する「企業年金プラットフォーム(PF)」を活用して情報連携**を行う。
- ⇒ この仕組みの構築によって、**加入時・転職時の事業主証明書と、年1回の現況確認を廃止することが可能**となる。

【現行】



【改正後】



* 加入者等の情報の管理業務を委託せずに自ら実施している場合(I型の契約形態)、事業主・基金自ら企業年金プラットフォーム(PF)へ登録

企業型DC拠出限度額の見直しに伴う経過措置

- 施行の際、企業型DCを実施している事業主は、旧制度（現行制度）を適用。ただし、
 - ・ 施行日以後を適用日として企業型DC規約のうち確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合（※1）
 - ・ 施行日以後を適用日としてDB規約のうち確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合（※2）
 - ・ 施行日以後にDB等の他制度を実施・終了した場合（※3）
 は、経過措置の適用（旧制度の適用）は終了し、新制度を適用。

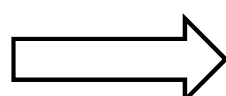
○ また、経過措置の適用が終了となった時は、その旨、企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）への通知が必要。

【旧制度（現行制度）の拠出限度額】

①企業型DCのみに加入	月額5.5万円
②企業型DC、DB等の他制度に加入	月額2.75万円

【新制度の拠出限度額】

月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額



施行日（令和6年12月1日）

事業主A
企業型DCを未実施

（企業型DCを実施しておらず、拠出限度額の適用の問題は生じない）

施行日以後に、新たに企業型DCを実施した場合は、**新制度を適用**
⇒ 企業型DCの拠出限度額は、「月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額」

事業主B
企業型DCを実施

旧制度の適用

企業型DCの拠出限度額は、
①企業型DCのみに加入 月額5.5万円
②企業型DC、DB等の他制度に加入 月額2.75万円

事業主C
企業型DCを実施

旧制度の適用

施行の際、企業型DCを実施している事業主が、新制度の適用を受けることとなった場合は、企業型DC規約の変更と企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）への通知が必要

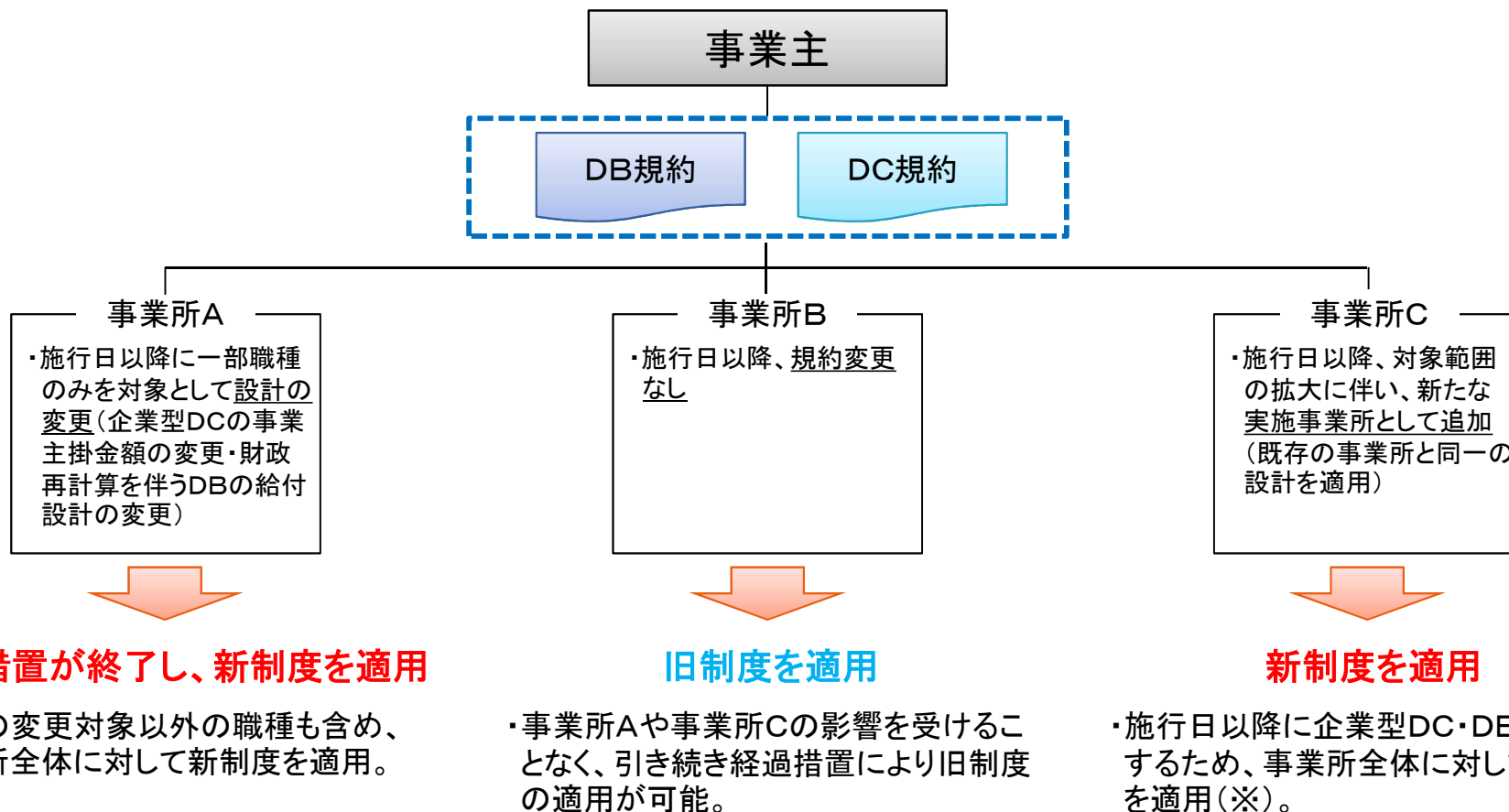
※1 他制度に加入する者に係る事業主掛金（企業型年金加入者掛金を拠出する場合は、企業型年金加入者掛金を含む。）について、旧制度の拠出限度額である月額2.75万円を超えて拠出しようとする場合（新制度を適用する場合）も規約変更が必要で、その場合は経過措置は終了。

※2 厚生年金基金（プラスアルファ部分）・石炭鉱業年金基金について、同様に、規約・定款の変更を行うことによって掛金の額を再計算した場合を含む。

※3 他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

経過措置の適用単位

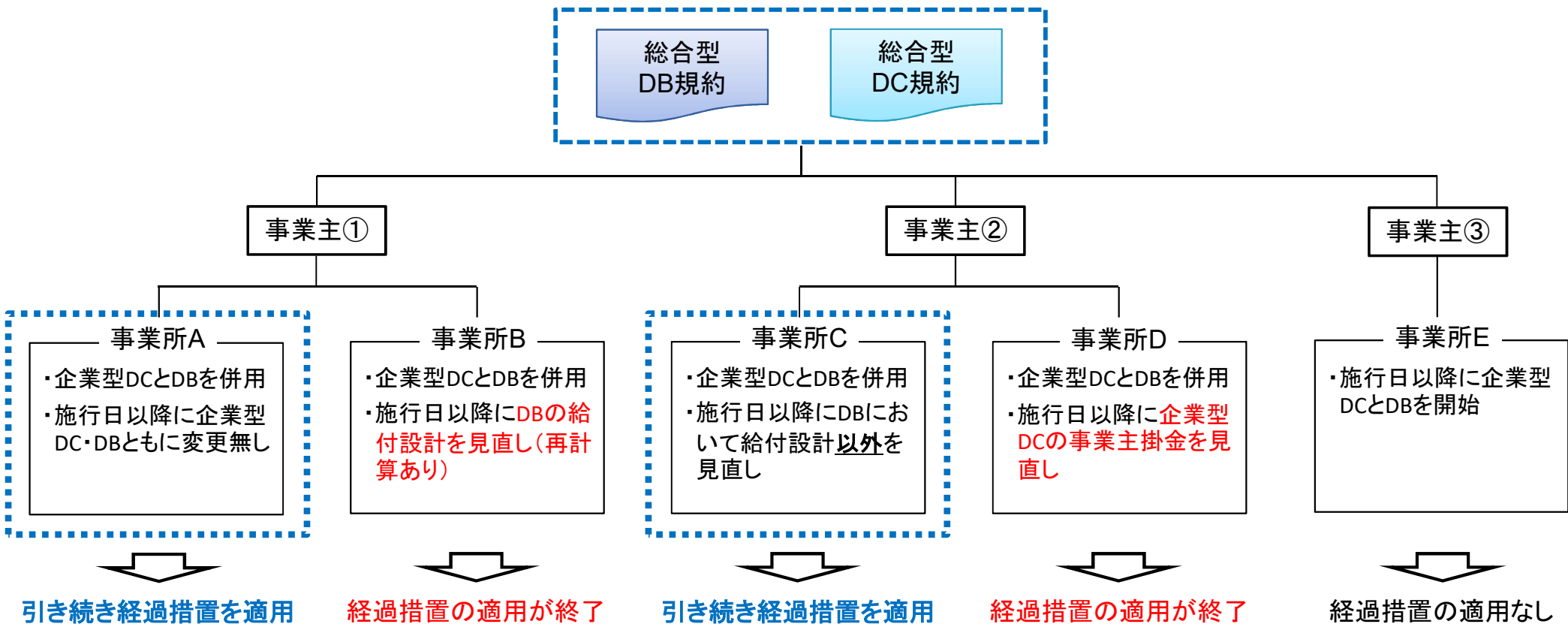
- 経過措置は、施行の際にDBを併用する事業主が実施している企業型DC規約に適用するものであるが、企業型DC規約は厚生年金適用事業所を実施事業所として実施するもの（規約変更時の労働組合同意（又は過半数代表者の同意）も実施事業所ごとに取得する取扱い）であるため、経過措置の適用は企業型DC規約ごとに実施事業所単位で管理することとする。
- 同一の事業主の下で実施事業所が2以上ある場合、退職給付制度を含む労働条件は各事業所ごとに事業内容の特性等を勘案して別々に定めるケースが多くみられるが、実施事業所単位とすることによって、こうしたケースにも柔軟に対応することが可能。



※ 事業所Cを厚年適用事業所とせず、他の事業所による厚生年金保険の一括適用を受ける場合は、事業所Cの追加は当該一括適用事業所における加入者範囲の追加となる。このため、当該一括適用事業所に経過措置が適用されていれば、変更後も事業所Cを含めた一括適用事業所全体に対して旧制度の適用が可能。

実施事業主が複数いる場合の取扱い

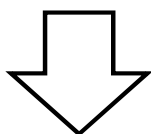
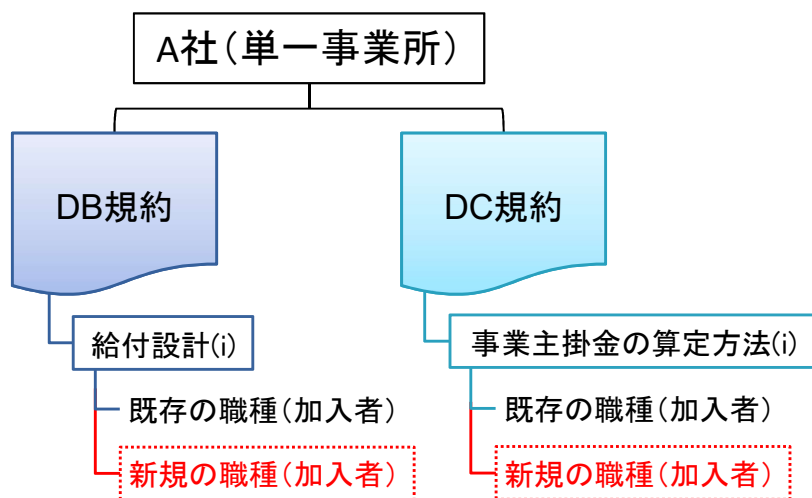
- 総合型DC・DBにおいて、経過措置の適用を受けている特定の実施事業所を対象に事業主掛金額の変更や給付設計の変更(財政再計算を伴うもの)があった場合は、
 - ・ 当該実施事業所では経過措置の適用が終了するが、
 - ・ 総合型に参加するその他の実施事業所(企業型DC・DBを併用)では、事業主が同一か否かにかかわらず、引き続き経過措置の適用を受ける。
- 一方で、総合型DC・DBにおいて、事業主掛金額や給付設計の全体的な変更が行われる場合は、企業型DC・DBを併用する全ての実施事業所において経過措置の適用が終了する。



一定の資格の追加等に伴う経過措置の取扱い

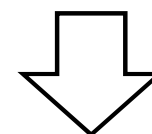
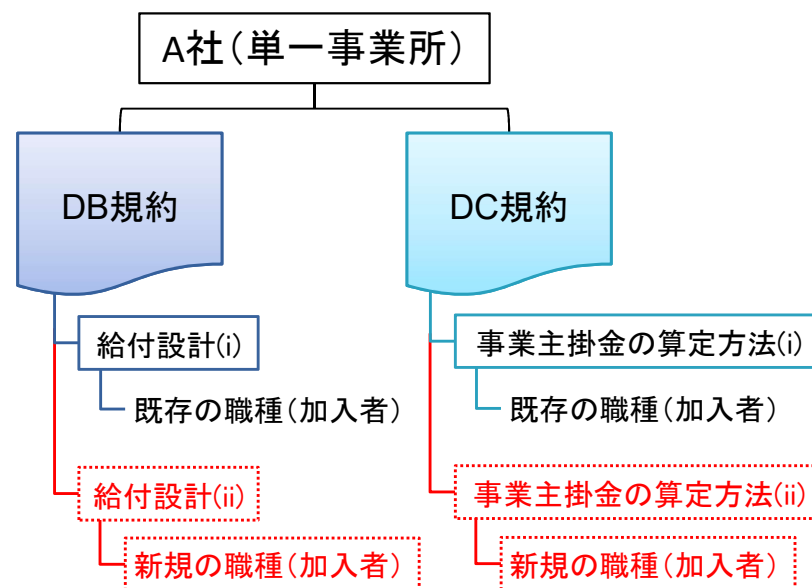
- 一の実施事業所の従業員のうち一部のみを企業型DC・DBの加入者としている場合において、一定の資格を新設・変更する規約変更を行うことにより、現在加入者ではない従業員を新たに加入者の範囲に加え、新たに追加される加入者に対して既存の加入者と同じ事業主掛金額・給付設計を適用する場合、当該実施事業所に関して、既存の企業型DC規約の事業主掛金額の変更又はDB規約の給付設計の変更を行っていないことから経過措置の適用が継続可能となる。
- ただし、新たに追加される加入者に対して、既存の企業型DC加入者と異なる事業主掛金額を設定したり、既存のDB加入者と異なる給付区分を設けたりする場合、当該事業所の経過措置は適用終了となる。

<①既存の設計を適用する場合>



経過措置の適用継続可能

<②新たな設計を適用する場合>

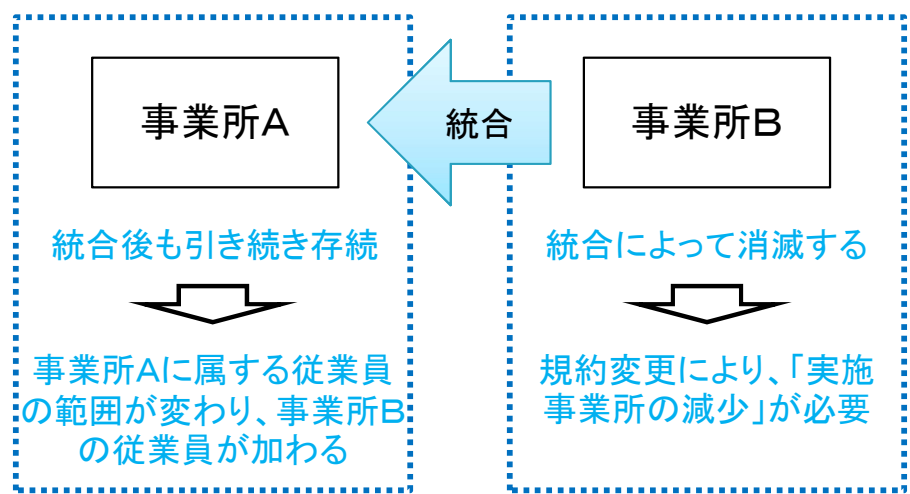


経過措置の適用終了

参考資料3④ 実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱い(基本的な考え方)

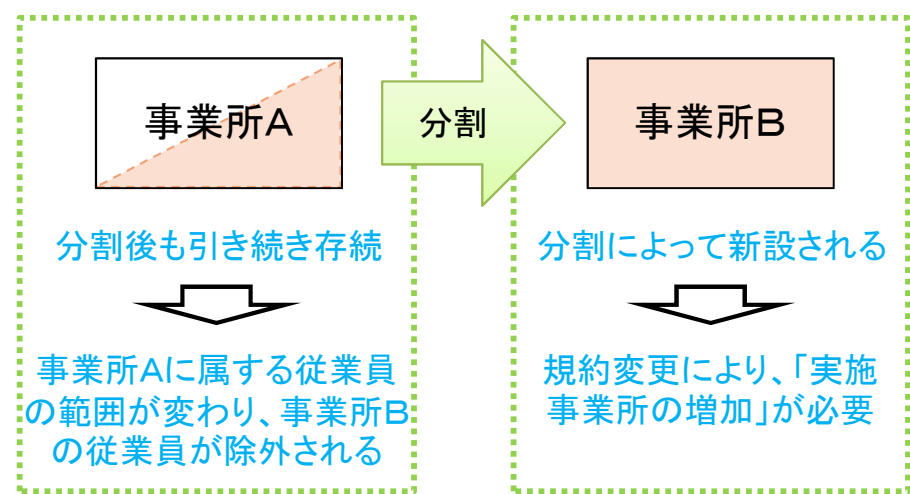
- 実施事業所の統合・分割が行われる場合は、外形的に実施事業所の増加・減少を伴うことが想定される。
- このうち「実施事業所の増加」の場合は、当該実施事業所は「DC・DBの実施」に該当することで経過措置を適用できない(新制度の適用となる)可能性があるが、以下の事項に該当する場合は、基本的に、経過措置を適用可能と整理する。
 - ・ 増加する実施事業所の加入者に対して、引き続き従前と同じ規約を適用すること
 - ・ 経過措置の終了事由である事業主掛金の変更・給付設計の変更に該当しないこと
 - ・ (実施事業所の統合の場合)実施事業所の統合に伴い、同一の実施事業所内において新制度の適用対象となるグループが存在しないこと(経過措置は企業型DC規約ごとに事業所単位で管理するため、同一の実施事業所内で新制度と旧制度が混在することは不可)

● 実施事業所の統合の場合



事業所Bの加入者に対して引き続き従前と同じ規約を適用する場合、当該規約に事業所Aを追加するために「**実施事業所の増加**」が必要になる場合も想定される

● 実施事業所の分割の場合



事業所Bの加入者に対して引き続き従前と同じ規約を適用する場合であっても、当該規約に事業所Bを追加するために「**実施事業所の増加**」が必要になる

組織再編等に伴う経過措置の取扱い

- 代表的な組織再編等には、会社法に規定される組織再編（「合併」「会社分割」「株式交換」「株式移転」）のほか、事業譲渡があるが、企業型DC・DBでは、これに伴って
 - ・ 実施事業所の事業主の変更
 - ・ 実施事業所の統合・分割
 - ・ 加入者（又は実施事業所）の移転
 のいずれかが行われることが想定される。
- 組織再編等に伴って実施事業所の統合・分割が行われる場合は、実施事業所の事業主の変更を伴っていたとしても、新旧の事業主を実質的に同一とみなすことにより、実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱いと同様の取扱いが可能。

組織再編の手法		概要
合併	吸収合併	一方の事業主が消滅し、他方の事業主に吸収される。
	新設合併	合併した事業主が全て消滅し、新たに設立される事業主に吸収される。
会社分割	吸収分割	事業主が一部の事業・従業員・事業所等を他の事業主に移転。
	新設分割	事業主が一部の事業・従業員・事業所等を新たに設立される事業主に移転。
株式交換		事業主は他の会社の子会社になるだけで、引き続き存続。
株式移転		事業主は新たに設立される会社の子会社になるだけで、引き続き存続。
事業譲渡		事業主が一部の事業等を他の事業主に譲渡。 ※ 吸収分割と類似しているが、吸収分割では権利・義務関係が包括承継されるため個々の契約について個別同意は不要となっているのに対し、事業譲渡では権利・義務関係が個別に承継されるため、事業譲渡に伴って譲渡元の企業の従業員が譲渡先の企業の従業員となる場合、個別に再度譲渡先の企業と雇用契約を結ぶ必要がある。

参考資料3④ 実施事業所の統合・分割や組織再編等の際の手続書類の取扱い

- 17、18頁において示した取扱いは、実施事業所の統合・分割や組織再編等に当たって、DC・DBの開始として扱わずに特例的に経過措置の適用を継続させるものである。
- このため、これらのケースに該当する規約変更を行う際には、実施事業所の統合・分割や組織再編等の事実を示す書類等の提出を求めることとする。

対象とするDC・DBの規約変更

- 事業所の統合・分割に伴って実施事業所の消滅や追加が生じる場合であって、特例的に実施事業所の経過措置適用の継続を図る場合の規約変更
- 組織再編等（吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、事業譲渡）に伴って事業主を変更する場合であって、実施事業所の経過措置適用の継続を図る場合の規約変更

提出書類

- 企業型DCの経過措置適用の継続に係る申立書
 - ⇒ 経過措置の適用を承継する実施事業所の名称・住所及び承継することとなった理由（事業所の統合・分割の場合に限る）、変更前後の事業主の名称・住所及び変更することとなった理由（組織再編等の場合に限る）等を記載したもの（DBにおける地位の承継の届出に準じたもの）を想定
- 事業所の統合・分割の事実を示す書類
 - ⇒ 事業所の統合・分割を議決した取締役会の議事録の写し等を想定
- 組織再編等の事実を示す書類
 - ⇒ 法人登記簿謄本、会社の合併に係る契約書、事業譲渡に係る契約書、事業分割に係る計画書等を想定

(給付設計の変更に関する具体的な取扱い)

- 経過措置の適用終了要件における「確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項」(給付設計に関する事項)とは、具体的には以下の範囲が該当する。

DB規約例のうち

- ・ 第3章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与 ⇒ 第7条・第8条
- ・ 第4章 給付
 - 第1節 通則 ⇒ 第10条～第20条
 - 第2節 老齢給付金 ⇒ 第21条～第25条
 - 第3節 脱退一時金 ⇒ 第26条～第30条
 - 第4節 障害給付金 ⇒ 第31条・第32条
 - 第5節 遺族給付金 ⇒ 第33条～第38条

※ いずれも規約型の場合における条項を示したもの。

※ なお、附則は、権利義務承継等の場合における個別の取扱いを規定するものであることから、該当範囲には含めない。

- 上記以外の事項のみに関する規約変更を行う場合は、経過措置適用の継続が可能。

(財政再計算に関する具体的な取扱い)

- 「給付設計に関する事項」の変更の際に行われる財政再計算として、
 - ・ DB法第58条第2項に基づくものと
 - ・ 定例の財政再計算と同時に行われることによりDB法第58条第1項に基づくものがあるが、いずれの場合も経過措置の適用終了要件に該当する。
- なお、DB則第50条第4号では、「給付設計に関する事項」を変更する場合であっても「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」は財政再計算を実施不要としており、この場合は経過措置適用の継続が可能となる。
 - ※ 給付設計の変更によって端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれる場合は、給付水準に一定程度の変動が生じると考えられることから、「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」には該当しないものとして取り扱う必要がある。
- DB則第50条では、財政再計算が必要となる場合として、給付設計の変更のほか、基金の合併・分割、権利義務の移転・承継、加入者数の著しい変動、加入者資格の変更などが規定されているが、このうち給付設計の変更に伴う財政再計算のみが経過措置の適用終了要件に該当するものであり、その他の事由による財政再計算の場合は経過措置の適用が継続可能となる。
- また、DB法第58条第1項に基づく定例の財政再計算であって、基礎率の洗い替えのみを行う場合についても、「給付設計に関する事項」を変更していないことから、経過措置の適用が継続可能となる。
- 給付設計の変更と同時に他の規約事項を変更して財政再計算を行った場合は、同時期に給付設計の変更のみを単独で行ったと仮定した場合の財政再計算の要否に基づいて経過措置の適用終了要件の該当を判断することとし、財政再計算報告書において当該「仮定した場合の財政再計算の要否」を報告することとする。
 - ※ 具体的には、財政再計算報告書の「総括表」の備考欄において、以下のように記載することとする。
 - ・ DB則第50条第4号ロ(加入者資格の変更)の事由により、DB法第58条第2項に基づく財政再計算を行うもの。
 - ・ 本規約変更時に給付設計を変更しているが、当該給付設計変更のみでは掛金の額に係る規約の変更を行う必要がないため、給付設計の変更による財政再計算には当たらない。

(DB規約の統合・分割等の取扱い)

- 経過措置適用中の実施事業所が、DB規約の統合・分割等(※1)によって全部又は一部の加入者の権利義務を他のDB規約に移転させ、当該移転先規約において実施事業所として新たに加わる場合において、移転加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、新たな給付設計を設定していることには当たらないことから、当該実施事業所に対して、経過措置の適用終了要件のである「DBの開始」として扱わずに経過措置適用の継続を可能とする(※2)。

※1 具体的には、以下の場合が該当する。

- ① DB法第74条に基づく規約の統合
- ② DB法第75条に基づく規約の分割
- ③ DB法第76条に基づく基金の合併
- ④ DB法第77条に基づく基金の分割
- ⑤ DB法第79条に基づく権利義務の移転
- ⑥ DB法第80条に基づく規約型から基金への移行
- ⑦ DB法第81条に基づく基金から規約型への移行

※2 この場合、移転先規約に係る数理書類(「給付の設計の基礎を示した書類」の「規約の変更に伴う給付の額の減額」部分の備考欄)において、当該実施事業所の加入者に適用される給付設計が移転前と同一である旨を記載することとする。

- DB規約の統合・分割等において、上記のように新たに移転先規約において実施事業所となる場合は、移転加入者に対して適用する給付設計が移転前と比べて軽微な変更の範囲(※3)である場合についても、当該実施事業所に対して経過措置適用の継続を可能とする(※4)。

※3 具体的には、移転先規約に従前の給付設計を維持したまま移転させた上で(ステップ1)、移転後に実際に適用される給付設計に変更した(ステップ2)と仮定した場合において、ステップ2の給付設計変更に係る財政再計算の要否判断(積立状況や次回の財政再計算の時期などを考慮せずに、給付乗率など給付の算定方法に係る変更の影響や、昇給率などの計算基礎率への影響のみに基づいて仮想的に判断するもの)を行い、「不要」と判断される場合に限る。

※4 この場合においても、移転先規約に係る数理書類(「掛金の計算の基礎を示した書類」又は「財政再計算報告書」の備考欄)において、当該実施事業所の加入者に適用される給付設計が移転前規約と比べて軽微な変更の範囲である旨を記載することとする。

(DC規約の取扱い)

確定拠出年金Q&A (Noについては、2022年10月時点のもの)

No.	項目	質問事項	回答
4-1	規約の承認 (会社分割、合併)	企業型年金を実施している企業Aと企業Bが合併し、企業Cとなる場合、合併後の企業型年金はどちらかの制度に合わせなければならないのか。	合併後の企業Cにおいて、必ずしも規約を1つにする必要はない。ただし、その場合は、各規約に該当する加入者を明確に区分しておく必要がある。
71-9	規約記載事項(企業型年金加入者掛金)	同一事業所で、就業規則等で定める職種等により加入者掛金の額に異なる選択肢を設けることは可能か。 (例) 総合職は月当たり10,000円、15,000円、20,000円からの選択制、一般職は月当たり5,000円、10,000円、15,000円からの選択制	事業主掛金の額が職種等により異なっているのであれば可。

(マッチング拠出の取扱い)

- 企業型年金加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)に該当する規約変更は、DC法3条3項7号(事業主掛金)の変更に該当しない事例として取扱う。

確定拠出年金法(抄)

(規約の承認)

第三条

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

七 事業主が拠出する掛金(以下「事業主掛金」という。)の額の算定方法その他その拠出に関する事項

七の二 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、当該掛金(以下「企業型年金加入者掛金」という。)の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

DB等の他制度掛金相当額の算定方法①

- DB等の他制度掛金相当額は、企業型DC・iDeCoの拠出限度額の算定に当たってDB等がどの程度を占めるのかを評価するものであって、DB等の給付に対して事業主が拠出したとみなされるものとして算定する。
- 具体的には、DB等の標準掛金と同様の手法により、**財政方式ごとの算定式に基づき、毎月定額の掛金相当額として算定**する。

① 加入年齢方式	$\frac{\text{標準加入者の給付現価}}{\text{標準加入者の人数現価}}$
② 開放基金方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間分給付現価} + \text{将来加入者の給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$
③ 閉鎖型総合保険料方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間分給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$ ※ 算定が困難と認められる場合は、⑥と同様の方法で算定
④ ①から③に該当しない財政方式	上記に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める方法により算定
⑤ リスク分担型企业年金	給付の額の調整がないものとして、財政方式に応じた上記の方法により算定 ※ 標準掛金相当額を見直さない限り、DBの他制度掛金相当額は一定
⑥ 簡易な基準に基づくDB (加入者数500人未満)	$\frac{\text{標準掛金の総額}}{\text{加入者数}}$ ※ 直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づき算定

※ 施行の際、施行後の日を基準日として財政再計算するまでは、⑥と同様の方法で算定することができる。

DB等の他制度掛金相当額の算定方法②

- DB以外の制度における他制度掛金相当額・共済掛金相当額は、DBの算定方法に準じた方法により算定する。

①厚生年金基金の他制度掛金相当額	DBの算定方法と同様(代行部分がないものとして算定)
②私立学校教職員共済制度の他制度掛金相当額	DBの算定方法に準じた方法により厚生労働大臣が定める額
③石炭鉱業年金基金の他制度掛金相当額	DBの算定方法に準じた方法により厚生労働大臣が定める額
④国家公務員共済組合の共済掛金相当額	DBの算定方法に準じた方法により厚生労働大臣が定める額
⑤地方公務員等共済組合の共済掛金相当額	DBの算定方法に準じた方法により厚生労働大臣が定める額

基礎率

- 標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づき算定

算定単位

- 財政運営の単位であるグループ区分(同じ基礎率を用いて財政運営・掛金設定を行っている単位)ごとに算定
- キャッシュバランスプランの場合であっても、グループ区分における加入者全体を一つの集団として、グループ区分ごとに算定
- 総合型など複数の実施事業所によって構成されるDBであっても、グループ区分単位で財政運営を行うことから、グループ区分における加入者全体を一つの集団として、グループ区分ごとに算定

加入者負担

- 加入者本人が掛金の一部を負担している場合、生命保険料控除であれば他制度掛金相当額に含めずに算定し、社会保険料控除であれば他制度掛金相当額・共済掛金相当額に含めて算定

端数処理

- 千円単位で端数処理(千円未満の端数を四捨五入)

再算定

- 財政再計算の度に再度算定

企業型確定拠出年金の拠出限度額に係る経過措置に関する Q&A

令和 4 年 1 月 21 日

※以下の Q&A における「改正政令」、「改正省令」、「限度額通知」、「DB承認認可基準」、「DB規約例」とはそれぞれ次に掲げるものをいう。

- 「改正政令」 …… 確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 244 号）
- 「改正省令」 …… 確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 13 号）
- 「限度額通知」 …… 確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（令和 3 年 9 月 27 日年企発 0927 第 3 号）
- 「DB承認認可基準」 …… 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）
- 「DB規約例」 …… 確定給付企業年金規約例（事務連絡）

番号	項目	質問事項	回答	備考
1	経過措置の期限	企業型 DC の掛金に係る経過措置はいつまで適用されるのか。	経過措置は既存の企業型 DC 規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とすることを目的としているため、適用終了要件に該当しない限り、経過措置は引き続き適用される。	改正政令附則第 2 項
2	企業型 DC に関する取扱い	企業型 DC の掛金に定率法を導入している場合であって、基準給与の改定に伴って拠出される事業主掛金額が変わる場合、企業型 DC の掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	基準給与の改定について DC 法第 3 条第 3 項第 7 号の掛金の算定方法に係る規約の変更が生じた場合又は事業主掛金額（企業型年金加入者掛金を拠出する場合は、事業主掛金の額に企業型年金加入者掛金の額を加えた額。項番 3 において同じ。）が月額 2.75 万円を超えた場合は、経過措置の適用は終了する。	改正省令附則第 2 条
3	企業型 DC に関する取扱い	項番 2 のケースにおいて、基準給与を別紙などに定めており、引用先の退職金規程や給与規定を変更したとしても、DC 規約に変更が生じない場合は、企業型 DC の掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	DC 規約において、DC 法第 3 条第 3 項第 7 号の変更が生じず、事業主掛金額が月額 2.75 万円を超えない場合には、経過措置は引き続き適用される。	改正省令附則第 2 条

番号	項目	質問事項	回答	備考
4	企業型DCに関する取扱い	事業主掛金相当額の返還規定（DC法第3条第3項第10号）を見直す場合、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	DC法第3条第3項第7号の変更ではないため、経過措置は引き続き適用される。	改正省令附則第2条
5	DBに関する取扱い	企業型DCの掛金に係る経過措置の適用終了要件における「DB法第4条第5号に掲げる事項」とは、具体的にどの範囲か。	DB規約例のうち以下の範囲が該当する（いずれも規約例の場合における条項を示したもの）。 <ul style="list-style-type: none"> ・第3章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与 ⇒ 第7条・第8条 ・第4章 給付 第1節 通則 ⇒ 第10条～第20条 第2節 老齢給付金 ⇒ 第21条～第25条 第3節 脱退一時金 ⇒ 第26条～第30条 第4節 障害給付金 ⇒ 第31条・第32条 第5節 遺族給付金 ⇒ 第33条～第38条 なお、附則は権利義務承継等の場合における個別の取扱いを規定するものであることから、「DB法第4条第5号に掲げる事項」に原則含めない。	改正省令附則第2条 DB規約例
6	DBに関する取扱い	最低保全給付の算定方法の変更は、企業型DCの掛金に係る経過措置の適用終了要件に該当するか。	該当しない。	改正省令附則第2条
7	DBに関する取扱い	定例の財政再計算を行った場合や軽微な給付設計変更（財政再計算が不要と判断されるもの）を行った場合、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	引き続き適用される。 ただし、定例の財政再計算を行った場合にあわせて財政再計算が必要と判断されるDB法第4条第5号に掲げる事項の変更を行った場合は、経過措置の適用は終了する。	改正省令附則第2条

番号	項目	質問事項	回答	備考
8	DBに関する取扱い	軽微な給付設計変更（財政再計算が不要と判断されるもの）と同時に加入者の資格を変更したことにより、財政再計算の実施が必要となった場合、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	引き続き適用される。 ただし、財政再計算を実施した場合であって、規約変更事由がDB法第4条第5号に掲げる事項の変更以外にも存在する場合は、規約変更に係る承認・認可申請時等に添付する数理書類において、給付設計変更のみを単独で行うことと仮定した場合の財政再計算の要否を記載する必要がある。	改正省令附則第2条 DB承認認可基準
9	DBにおける数理書類の記載	財政再計算と同時にDB法第4条第5号に掲げる事項の変更を行う場合の「給付設計変更のみを単独で行うことと仮定した場合の財政再計算の要否」を記載する場合、当該要否のみを記載すればよいか。	財政再計算の要否だけではなく、財政再計算が不要と判断した場合には、「財政再計算を行わない理由」をあわせて記載すること。	DB承認認可基準
10	一部の実施事業所における変更	複数の事業所が実施事業所となっている場合であって、一部の実施事業所において企業型DCの掛金変更又は財政再計算を伴うDB法第4条第5号に掲げる事項の変更が行われた場合、当該変更の対象とならない実施事業所の企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	経過措置の適用は、企業型DCの実施事業所単位で判定されるため、引き続き適用される。	改正省令附則第2条
11	一定の資格の変更	企業型DC及びDBの規約において一定の資格を定めることで、一部の従業員のみを加入者としている事業主が、一定の資格を新設・変更し、現在加入者ではない従業員を新たに加入者に加える場合であって、新たに加入する従業員に対して既存の企業型DCの掛金及びDBの給付設計を適用する場合、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	既存の企業型DC規約の事業主掛金の変更又はDB規約の給付設計変更を行っていないため、経過措置は引き続き適用される。 ただし、新たに加入する従業員に対して、既存の企業型DC加入者と異なる事業主掛金額の算定方法等を設定する場合や、既存のDB加入者と異なる給付区分（別の標準掛金）を設ける場合は、当該経過措置の適用は終了する。	改正省令附則第2条

番号	項目	質問事項	回答	備考
12	実施事業所の追加	企業型DCの掛金に係る経過措置が適用されている実施事業所の事業主が、企業型DC及びDBの規約において、他の実施事業所を追加する場合、当該実施事業所に対しても当該経過措置は適用されるか。	適用されない。	改正省令附則第2条
13	組織再編時の取扱い	組織再編に伴い、企業型DCの掛金に係る経過措置が適用されている実施事業所のDBが別のDBに実施事業所ごと権利義務移転する場合、当該実施事業所に対して当該経過措置は引き続き適用されるか。	原則、適用されない（経過措置の適用が終了する）。 ただし、移転前後で同一の給付設計を適用する場合やDB規約の統合・分割等において、新たに別のDB規約において実施事業所となる場合であって、移転加入者に対して適用する給付設計が移転前と比べて軽微な変更の範囲である場合は、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用される。	改正省令附則第2条 限度額通知
14	厚生年金保険の一括適用の取扱い	厚生年金保険の一括適用により複数の実施事業所を一つの実施事業所とした場合、企業型DCの掛金に係る経過措置の適用状況はどうか。	当該一括適用事業所に経過措置が適用されていれば、当該経過措置は引き続き適用される。	
15	経過措置適用・終了に係る手続	企業型DCにおいて、企業型DCの掛金に係る経過措置の適用を受ける場合や当該経過措置の適用を終了させる場合は、それぞれどのような手続が必要か。	企業型DCにおいて、企業型DCの掛金に係る経過措置の適用を受ける場合や当該経過措置の適用を終了させる場合の手続の詳細は、別途取扱いを検討しており、当該取扱いについて整理でき次第、お知らせする。	

番号	項目	質問事項	回答	備考
16	DB規約変更時の手続	企業型DCの掛金に係る経過措置の適用終了要件に該当するDB規約変更を行う場合、DB側ではどのような手続が必要か。	実際に企業型DCの掛金に係る経過措置の適用が終了となるか否かにかかわらず、DB規約の変更に係る承認・認可申請又は届出を行う場合は、 ・ 数理書類において、当該経過措置適用に係る継続可否の判断に必要な情報を記載すること ・ 改正省令附則第2条第3号イ又は同条第4号イに掲げる事項に該当する場合、当該事項に該当する全ての事業主から、申立書の提出を受け、概要をまとめた一覧表と併せて申請書類に添付することが必要となる。	限度額通知 DB承認認可基準
17	組織再編等に係る規約変更手続	「実施事業所の統合・分割の事実を示す書類」や「組織再編等の事実を示す書類」とは具体的に何を指しているか。	具体的には、「実施事業所の統合・分割の事実を示す書類」とは事業所の統合・分割を議決した取締役会の議事録の写し等を、「組織再編等の事実を示す書類」とは法人登記簿謄本、会社の合併に係る契約書、事業譲渡に係る契約書、事業分割に係る計画書等を指している。 なお、事業所の統合・分割を議決した取締役の議事録の写し等がない場合は相談すること。	限度額通知
18	組織再編等に係る規約変更手続	「実施事業所の統合・分割の事実を示す書類」や「組織再編等の事実を示す書類」の提出が規約申請時に間に合わない場合はどうするか。	申請時に当該書類の提出が間に合わない場合は、今後予定されている組織再編等の内容がわかる資料を添付すること。	
19	企業型DC規約の変更申請スケジュール	企業型DC規約において一部又は全部の事業所の企業型DCの掛金に係る経過措置の適用を終了させる変更を行う場合、当該規約変更に係る承認申請は、現行どおりの申請スケジュールに基づいて進めて良いか。	よい。 ただし、令和6年12月の施行時は、DC規約変更が集中することが想定されるため、別途取扱いを検討しており、当該取扱いについては整理でき次第、お知らせする。	

番号	項目	質問事項	回答	備考
20	DB規約の変更申請スケジュール	財政再計算を伴うDB法第4条第5号に掲げる事項の変更に伴い、企業型DCの掛金に係る経過措置の適用が終了となる場合、DB規約変更に係る承認・認可申請又は届出は、現行どおりの申請スケジュールに基づいて進めて良いか。	規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに申請又は届出すること。なお、当該適用日までに、DB規約の変更手続きに加え、企業型DC規約の変更手続きについても完了させる必要があるため、遅滞のないように注意されたい。	DB承認認可基準
21	DB以外の他制度の取扱い	厚生年金基金制度を始めとしたDB以外の他制度についても、DBと同様に、企業型DCの掛金に係る経過措置の取扱いが適用されるか。	経過措置適用終了要件が異なる部分もあるが、DB以外の他制度においても、DBと同様の取扱いを原則適用可能とする。	